

国分寺市男女平等推進行動計画

国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

推進状況評価報告書

○平成 22 年度 実施状況

○平成 20 年度～22 年度の総括評価



平成 23 年 11 月

国分寺市

目 次

○ 平成 22 年度 実施状況

I	国分寺市男女平等推進行動計画に係る指針及び評価について	1
II	男女平等推進委員会による評価	3
III	個別事業評価の結果と数値目標達成状況	6
	基本目標 1 男女の人権を尊重するまち	
	課題 1 男女平等意識の醸成	7
	課題 2 たがいの性の尊重と健康支援	13
	課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	16
	基本目標 2 男女が平等に社会参画できるまち	
	課題 4 就労における男女平等の推進	22
	課題 5 男女共同参画を支える環境の充実	26
	課題 6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画	33

○ 平成 20 年度～22 年度の総括評価

I	3年間の総括評価について	1
II	総括表	
	課題 1 男女平等意識の醸成	2
	課題 2 たがいの性の尊重と健康支援	5
	課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	7
	課題 4 就労における男女平等の推進	11
	課題 5 男女共同参画を支える環境の充実	14
	課題 6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画	17

○資料

	国分寺男女平等推進委員会委員名簿	20
--	------------------	----

○参考資料 ※H24 年度の推進状況評価実施時より使用する様式案

	改正自己点検票（案）	21
	改正施策評価の視点（案）	22

○ 平成22年度 実施状況

I 国分寺市男女平等推進行動計画に係る指針及び評価について

評価の方法について

1 評価の目的

計画は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どのような事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者

国分寺市男女平等推進委員会が市長の諮問を受けて評価します。これは、専門的、市民的見地をもった第三者的立場から評価を行うことが、公正で市民に分りやすい評価をすることにつながると考えるからです。したがって、委員会は評価をするに当たっては、市民、事業者等の意見が十分反映されるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

進行管理を計画的にするために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

毎年度計画に基づく各施策の進捗状況、明確な基準にしたがって評価するために、三段階の評価方法で行います。

- (1) 所管課による自己評価（自己点検票への記入）
- (2) ヒアリング
- (3) 総合評価

具体的な方法は次のとおりです。

(1) 自己評価

23の施策について、各事業の所管課は自己点検票を用い、自らの事業について男女平等推進の視点及び施策別の施策評価の視点から自己評価を行います。

このことによって所管課は、事業の実施にあたり、男女平等推進の視点から、条例の基本理念を改めて認識するとともに、施策評価の視点から、自己の事業について具体的・客観的に振り返り、評価することができます。

所管課は、男女平等人権課に自己点検票を提出します。

(2) ヒアリング

委員会は、男女平等人権課が取りまとめた自己点検票を精査し、計画の推進状況を確認し、必要に応じて所管課に対して直接にヒアリングを行います。

(3) 総合評価

推進委員会は、各所管課が提出した自己点検票、ヒアリングの結果、及び計画で設定した3つの数値目標（①男性職員の育児休業取得率について、平成21年までに対象者1割の取得を目指します（課題5施策1）、②平成28年度までに、審議会等の委員において、一方の性が4割を下回らないようにします（課題6施策1）、③平成28年度までに、管理職の女性比率25%を目指します（課題6施策1））の達成度をもとに、計画の進ちよく状況を評価します。

5 この評価方法の特徴

自己点検票を作成し、ここに男女平等推進の視点として、条例の基本理念を導入したこと、あわせて施策評価の視点として、施策ごとに異なる視点を導入し、客観的な評価が出来るようにしたことは、所管課が条例を意識して事業を実施することにつながります。また、委員会が所管課にヒアリングをすることによって、市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ、施策の推進を阻むものがあるとすれば、それは何であるのかを知ることができます。このことは所管課に意識的に事業を推進させる動機付けになると考えます。さらにこれらを総合的に委員会が評価するという点で、市で平成18年度まで実施していた女性行動計画の進行管理では、委員会が市内部の実績報告を受けるだけであったということと比較して、改善されると考えます。

したがって、今回答申する評価方法は、計画の実効性を高めるという上で、効果的かつ効率的であると考えます。

6 評価結果の反映

市は、委員会が評価した計画の進ちよく状況についての評価を尊重し、年次報告書を取りまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で公表するとともに、市民及び事業者等の意見を丁寧に汲み取り、計画の策定及び変更の際にフィードバックします。

なお、今回答申する評価の方法は、平成23年度に計画の見直しをするまで使用します。

Ⅱ 男女平等推進委員会による評価

「国分寺市男女平等推進行動計画の達成度の評価」について、下記のとおりまとめました。

(1) 経緯

国分寺市男女平等推進行動計画は平成 20 年 5 月にスタートしました。本委員会は、市長の諮問を受け、平成 20 年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申、平成 21 年度、22 年度は「行動計画の達成度の評価について」を答申しました。

(2) 評価の方法

評価は、過年度と同様に、①自己点検票による自己評価、②ヒアリング、③総合評価の3段階による方法で行いました。ヒアリング対象には、高齢者相談室とくらしの安全課の2課を選び、聞き取りをしました。

(3) 評価の結果

イ) 数値目標について

・課題 5 「男女共同参画を支える環境の充実」

男性職員の育児休業取得率について、目標は対象者の1割ですが、23年度は7%でした。取得率は上昇しましたが、取得者数は1名で増加しませんでした。男性職員の育児休業取得率については、達成目標年度が平成21年度でしたが、まだ達成されていません。

・課題 6 「政策・方針等の意思決定への男女共同参画」

審議会等の委員における性の偏りについて、目標は2016年までに一方の性が4割を下回らないことですが、総数486人中、女性の比率は26%で、前年度より低下しました。また、56の審議会等のうち、女性ゼロは、国分寺市情報公開・個人情報保護審査会、非常勤職員等公務災害補償等審査会、国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会、国分寺市文化財保護審議会、認定農業者審査会、公益監察員、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業事業協力者選定審査委員会の7審議会等でした。

女性管理職の登用促進について、目標は2016年までに管理職の女性比率25%ですが、女性管理職は管理職総数66人中の3人、昨年度より一人減で、4.6%に低下しました。

審議会等の委員及び管理職の女性比率についても年々低下しています。目標年度は2016年度です。何らかのポジティブアクションを起こさない限り、このままでは達成は困難です。審議会等の委員が当て職の場合、女性管理職が少ない現状では、女性委員を増やすことはできません。制度の見直しやクオータ制の採用など、具体的な取り組みが必要です。

ロ) 課題について

- ・課題 3 「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」(2)ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援については、生活福祉課、男女平等人権課、市民課、子育て相談室で、被害者対応及び被害者が同伴した子どもへの対応が適切になされていることが

伺えました。今後も関係課及び関係機関となお一層の連携を図り、より丁寧な対応がなされることを望みます。また、被害者の子どもに対しては、保育園や学校等の日常生活の中で、適切に配慮されるよう望みます。

- ・課題1「男女平等意識の醸成」(2)学校における男女平等意識の醸成、(5)男女の人権に配慮した表現の推進②メディアリテラシーを育成する学習機会の充実、及び課題3「性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」(1)ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み③学校教育における暴力予防教育等についての学校指導課の自己点検票において、文部科学省の学習指導要領の範囲内では十分に評価できる活動だと思われませんが、男女平等の視点をどのように盛り込んで事業を実施したのかがわかるような実績報告を望みます。
- ・課題6「政策・方針等の意思決定への男女共同参画」(1)庁内における男女共同参画②庁内の職域の偏りの解消について、高齢者相談室及びくらしの安全課にヒアリングの際に職域により男女に偏りがあることがわかりました。職員課には各課の男女構成について常にデータを整備し、偏りのない職員配置を要望します。

(4) 評価方法の課題と提案

①自己点検票の見直し

所管課は行動計画の理念、施策の目的を正しく理解し、その上で、各事業内容を評価することが必要ですが、点検票の精査の結果、事業内容と実績が必ずしも合致していない、「施策評価の視点」が事業内容とずれている、評価基準の選択が適当でない等の問題点が見られました。

委員会では、これらの解決のために、委員会内にワーキンググループを作り、自己点検票の様式、施策評価の視点、評価基準について検討しました。

その結果、自己点検票と施策評価の視点については、事業内容との整合性により、正確な評価を得るため見直しました。評価基準については年経過を見るために、そのまま4段階（A, B, C, D）としました。

②ヒアリングの有効性

23年度は、高齢者相談室とくらしの安全課にヒアリングを行いました。ヒアリングは、自己点検票では見えない部分について当該課に直接に質問ができますので、各課の男女平等への取り組み姿勢を知ることができるよい機会です。

ヒアリングは、この計画を進める上で、委員会と所管課間の双方向での相互理解が進むとともに、事業推進に有効と思われます。

(5) 最後に

自己点検票（自己評価）と委員会の評価に異なりが見えるものがありました。男女平等の視点から事業を推進するにあたって、委員会がより高く評価した所管課もありましたが、この計画の目標にそって評価すると、よりいっそうの努力と工夫が必要な所管課もありました。

計画に基づいて事業が推進されるためには、この評価方法が有効であることがわかりま

したので、評価が継続され、施策の展開に反映されることを望みます。

「人はだれもが『ただその人である』というだけで、かけがえのない存在です。誰もが等しく尊く、性別に関わらず平等です。」これは、国分寺市男女平等推進条例の前文の最初の一節です。条例の理念と目的を認識して、行動計画を着実に進めて下さい。

Ⅲ 個別事業評価の結果と数値目標達成状況

個別事業ごとに担当所管課が、設定された施策評価の視点により進ちよく状況を評価し、自己点検票に記入しました。担当所管課より提出された自己点検票の事業実績及び評価を男女平等人権課で表にしました。

所管課が個別事業の評価をする際基準は以下のように設けました。

A 進んだ

(前年度の進ちよくと比較して著しく進ちよくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど)

B やや進んだ

(前年度の進ちよくと比較して事業内容に進ちよくが見られたもの、改善を図ったものなど)

C あまり進んでいない

(前年度と同様の事業内容のもの)

D 全く進んでいない

(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)

基本目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題 1 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

家庭や地域において男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等推進センターや公民館などにおいて、さまざまな学習機会の提供や効果的な情報提供を行います。

【事業内容】1 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【施策評価の視点】

- ① 男女平等・共同参画の社会意識の重要な部分を形成する固定的な性別役割分担意識は、市民に対する意識啓発によって、どのくらい改善したのか。
- ② 市民への意識啓発の方法は、効果的であったのか。
- ③ 地域において、男女平等教育が推進されているのか。
- ④ 家庭において、男女平等教育が推進されているのか。
- ⑤ 市民の男女平等・共同参画社会づくりについての理解が進んでいるか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	男女平等に関する学習機会の提供	男女平等意識の醸成を図るため、推進センターにおいて、女性のエンパワーメントや、性別役割分担意識の解消や男性の育児参加などに係わる講座を開催した。(18回)「パパとつくろう」「ワールドカフェで元気になろう」「国分寺発！輝いている女性」「実践！ライター入門」など。男女平等推進行動計画の21年度の推進状況評価報告書を作成し、周知するためホームページに掲載し情報提供を行った。	B	男女平等人権課
		子育て中の母親にも子どもにも、親しい仲間が必要だという考えのもと、地域の仲間と出会い、より深い関係ができるように、公民館保育室事業を実施した。仲間との学習や子どもを預ける体験を通して、固定観念や思い込みを問い直し、あらためて女性や男性の生き方を見直し、男女共生社会を目指す学習を行った。 家族・夫婦のあり方、これからの自分の生き方を考える女性問題講座を開催した。 (五公民館) 幼い子のいる親のための教室：本多公民館：19回 他の四館：20回 保育室活動を考える会など (恋ヶ窪) 女性問題講座 5回 (光公民館) 生活日本語教室 37回 お父さん応援講座1回 (並木公民館) 講座・子どもの育ちを考える8回 (五公民館) 保育室 469回	B	公民館

		保育所は利用者制限がある施設のため、入所児童の保護者、もしくは地域交流事業に参加される地域の入所していない児童の保護者が対象となる。この対象者へ各種園行事（運動会等）や地域交流事業（講座等）に参加する機会を提供。そして、参加する機会の中で、男性保育士の存在が男女隔てなく育児に関わるものであるという意識づくりにつながるものとする。（平成 21 年度の実施数の減は、耐震工事により 2 園未実施のためである。）	B	保育課
②	男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等推進センター情報誌（「ライツこくぶんじ」年 2 回各 2500 部）や「男女平等推進センターだより」（年 3 回）を発行し、センター利用者、公共施設及び関係機関に配布した。また情報誌をホームページ上に公開する等で、男女平等の情報提供を行った。情報誌において「アンチエイジングどこまで」「どうなっている男の子育て」について特集し、男女の役割について考える記事を掲載した。センターでの就労支援情報コーナーの設置、図書資料室での男女平等関係図書購入と貸出を行った。	B	男女平等人権課
		市内各図書館では、男女平等、人権、家庭のあり方などを主題にした図書を継続的に購入し提供している。市役所が発行する男女平等・人権問題などの施策資料、啓発パンフレットなども収集・提供に留意している。	C	図書館
		男女平等人権課と連携して、内閣府や区市町村等から男女平等の推進に関する情報収集、提供に努めた。	B	総合情報課
③	国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等推進センター図書資料室に、海外を含めた女性の情報を取り扱う図書を購入し配架した。	C	男女平等人権課
		（光公民館）生活日本語教室の開催 昼コース 年 37 回 参加者 30 人 述 310 人 夜コース 年 36 回 参加者 26 人 述 155 人	B	公民館
		国際理解講座を開催する国分寺市国際協会へ補助金を支出。 国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」（年 3 回実施） 「多民族共生国家カナダの現状と今後の課題」 「岐路に立つ福祉国家スウェーデンの光と影」 「グローバル化に揺れる韓国社会の今」 ※3 月 11 日発生震災により国際理解講座 1 回の開催を取りやめとする。	C	文化のまちづくり課

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

子どものころからジェンダー(社会的性別)にとらわれず、個人として尊重される人権意識を育むことが重要であり、学校教育は非常に大きな役割を持っています。学校教育におけるさまざまな場面で、男女平等の視点に立った指導、教育を進めます。

【事業内容】2 学校における男女平等教育の充実

【施策評価の視点】

- ① 教育活動において、男女平等教育が推進されているのか。
- ② 職場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているのか。
- ③ 教職員の研修において男女平等・共同参画教育の啓発は適切になされているのか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よ度	所管課
①	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	人権教育推進委員会の活動 人権教育の課題について、指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成等の活動を年5回行った。また、市独自のいじめに関する実態調査を年3回実施し、性差にかかわらず、相手を大切にすることの大切さについて、啓発を行った。	A	学校指導課
②	性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	生徒の勤労観や職業観を育成するために、職場体験活動を各中学校で3日間行った。さらに、「生き方」指導を基本としたキャリア教育を一層推進するために、キャリア教育・進路指導推進委員会も年2回開催した。	A	学校指導課
③	教職員への男女平等教育研修の実施	各学校においては、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解させるため、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。 また、教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。	A	学校指導課

施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底

男女平等施策を推進する上で、市の率先した取り組みは必要不可欠です。職員の男女平等意識の徹底にむけて、実態を調査するとともに効果的な研修を進めます。

【事業内容】3 庁内における男女平等意識の徹底

【施策評価の視点】

- ① 市職員をはじめとした実態の格差と意識などかかれた格差の是正に向けた各種取り組みの実績とその成果はどうか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	職員への男女平等研修の実施	①東京都市町村職員研修所への派遣研修 ・男女共同参画社会形成研修 派遣2名 ・課長新任研修（人権啓発等） 8名 ②庁内研修 ・新任研修（セクシュアル・ハラスメント防止等）18名 ・セクシュアル・ハラスメント防止 28名	C	職員課
		特になし	C	男女平等人権課
		研修に職員の参加実績はなかったが、職員の男女平等意識は高まってきていると考える。	C	保育課
		庁内におけるセクシャル・ハラスメント対策研修への参加実績なし。現在、日常業務のなかで、職員のセクシャル・ハラスメント対策への意識は高まっており、仕事上、言葉の発し方などから職員同士で気をつけている。 特に、児童に関する施設として、幼少の頃よりの男女平等の意識形成などに配慮するよう、職員自らの意識啓発を職場内で、事例的に研修してきた経緯により、意識が身につけている。	B	子育て支援課
②	男女平等に関する職員意識調査の実施	無し	D	職員課
		特になし	C	男女平等人権課

施策(4) 男女平等に関する実態把握

男女平等施策を効果的に進めていく上で、市民の意識や生活の実態をふまえた取り組みを行う必要があります。意識調査や市が保有するさまざまな資料・データ等を活用して実態を把握し、施策に反映します。

【事業内容】 4 男女平等に関する実態把握

【施策評価の視点】

① 男女平等に関する資料が、市民にわかりやすく整備され、情報が発信されているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等に関する市民意識・実態調査を、市民 2,000 名を対象に行った。	A	男女平等人権課

②	資料・データ等の整備	男女平等推進行動計画の21年度の実施状況評価報告書をまとめた。	B	男女平等人権課
---	------------	---------------------------------	---	---------

施策(5) 男女の人権に配慮した表現の推進

メディアによりもたらされる情報は個人の意識や社会にあたえる影響が大きいことから、固定的な性別役割分担や女性を性の対象とすること、男女の人権を侵害する表現について、男女平等の視点からの配慮が必要です。市など行政機関が作成する広報・出版物は、その表現が社会的基準とみなされることから特に表現に配慮していきます。また、市民のメディア・リテラシー(情報活用能力)を育成し、身に付けることができるよう、学習機会の提供・支援を行います。

<p>【事業内容】 5 男女の人権に配慮した表現の推進</p> <p>【施策評価の視点】</p> <p>① メディア・リテラシー(メディア情報を主体的に読み解き、批判できて発信する力)教育が推進されているか。</p> <p>② メディア・リテラシー教育において、多様な性や男女平等・共同参画に配慮した視点があるか。</p> <p>③ チラシやポスター、ホームページ作成の際には、性別や性の多様性に対する人権侵害や差別を生じないように配慮した表現となっているか。</p>
--

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	メディア・リテラシー(情報活用能力)を育成する学習機会の充実	特になし	C	男女平等人権課
		該当館なし	C	公民館
		情報教育・ICT活用委員会を年4回開催し、その中で教員を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。 小・中学校教員対象のコンピュータ実技研修会を夏季休業中に実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。	B	学校指導課
②	男女平等の視点での市刊行物等の見直し	市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して、男女平等の視点に立ち、人権を尊重した広報活動を行なった	B	総合情報課
		市が作成するポスターやパンフレット、チラシを含む刊行物については、人権を尊重し、表現に配慮することを義務づけている。そのため、男女平等の視点から刊行物作成を見直すよう、ガイドライン(案)を作成した。	C	男女平等人権課
		公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を行っている。	B	公民館

③	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	特になし	C	男女平等人権課
		該当なし	C	公民館

課題1の自己点検の集計

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	4
B やや進んだ	11
C あまり進んでいない	12
D 全く進んでいない	1
計	28

課題1の進捗状況

進捗度

B

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

たがいの性について正確に理解し、人権を尊重するために、学習機会をつくります。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」についての理解を広げる取り組みを行います。

【事業内容】 1 たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

【施策評価の視点】

- ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の考え方の普及と啓発に向け、講座開催、啓発誌の配布、研修等の啓発事業が行われたか。
- ② 多様な性を理解し、人権を尊重する意識の醸成は行われたか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の考え方の普及と啓発に向け、センター資料室の関係資料の充実を図った。また、登録団体との共催事業として「大人の生と性を考える」を開催した。	B	男女平等人権課
		若年層がたがいの性を理解し尊重するため、学習の機会とした講座を児童館にて行った。又、児童館行事における“児童館泊まり”では、小学生から中高生までの若年層が、同空間にて自然な形で相手との調和をとり、違いを悟り関係性を生み出している。若年層の雑談の中に入ることで、人権を尊重する意識の醸成を行っている。	B	子育て支援課
		小学校4年生の体育(保健)では、体の発育・発達について理解できるようにしている。また、中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。学習指導要領の内容を踏まえて、小学校では性に関する適正な指導を年に2時間程度、中学校では3時間程度実施している。	A	学校指導課
②	HIV や性感染症などに関する情報提供	東京都福祉局、多摩地域保健所等のエイズや性感染症等の情報、区市町村での講座を男女平等推進センターの情報コーナーに置き知識の普及や啓発、情報提供を行った。	C	男女平等人権課

	<p>基本的に HIV ・性感染症は都の事業のため、ポスターの掲示や啓発資料（リーフレット等）の配布を実施。</p> <p>健康推進課では、相談時に質問に答えたり、保健所で行っている無料の HIV 検査について、性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。</p>	C	健康推進課
	<p>小学校6年生の体育(保健)の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの予防を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は、病原体が主な要因となって発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。その中で、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱っている。こうした教育活動をとおして、HIV や性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。</p>	A	学校指導課

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援

性差や年代に応じた健康支援をしていきます。特に女性は妊娠や出産の可能性があり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することを留意し、必要な情報提供やサービスの提供に努めます。

【事業内容】 2 性差や年代に応じた健康支援

【施策評価の視点】

- ① 性や健康に関する相談事業の充実は図られているか。
- ② とりわけ女性の生涯を通じた健康の保持と増進の支援に向けて、多様なライフスタイルと年齢による変化に対応した形で、情報提供から相談までの各種の健康支援策が十分に行われているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よ度	所管課
①	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	<p>女性講座（女性のガン，更年期など）を2回コースで実施。</p> <p>男性向け講座として、前立腺疾患講座・食育講座を実施。</p> <p>子育て世代の参加者を対象に企画した子どもと参加するパパ講座2回は男女平等人権課と共催した。保育（託児）も実施し、子育て中の女性が参加しやすいように配慮した。</p> <p>講座参加者：延 191 名，保育利用者：延 19 名。</p> <p>また、3～4 箇月児健診時に産婦相談を実施している。23 回 830 名に実施した（震災のため、1 回健診を中止とした）。</p>	B	健康推進課

②	性差に配慮した健診・検診の実施	骨粗しょう症検診として20歳以上の女性を対象に、いずみプラザ内で5日間実施し、636人が受診した。 乳がん検診として視触診（30歳以上）を医師会公衆衛生センターで540人、マンモグラフィ（40歳以上）を多摩がん検診センターで1,841人が受診した。 子宮がん検診として20歳以上の女性を対象に、市内・小金井市及び小平市の実施医療機関で頸部2,421人、頸体部351人が受診した。	B	健康推進課
③	妊産婦への支援	妊娠届出申請時に産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介、妊婦・産婦・新生児訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）、乳幼児健診の実施や3・4か月児健診と同時実施の産婦相談事業を実施しているほか、女性のがん予防講座など各種講座を保育つきで実施している。	B	健康推進課

課題2の自己点検の集計

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	2
B やや進んだ	5
C あまり進んでいない	2
D 全く進んでいない	0
計	9

課題2の進ちょく状況

進ちょく度
B

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

DVを根絶するためには、DVそのものを理解するための啓発が重要です。DVについての理解を広め、深めるための取り組みを強化します。また、暴力を予防するために、学校での取り組みや若年層に向けた取り組みを重視します。

【事業内容】 1 ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

【施策評価の視点】

- ① 夫婦、カップル間、とりわけ女性に対する暴力の防止に向け、実施された取り組みの状況とその効果が上がっているか。
- ② 若年層に向けた暴力防止の取組みがされているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	広報啓発活動による普及	DV被害者支援の連携をはかるため庁内の関係職員等によるDV防止連絡会、相談員連絡会を開催した。また、DVに関する講座及び講演会を5回開催した。	B	男女平等人権課
②	「デートDV」に関する啓発	子育て支援課との連携により、本多児童館の行事の中で「デートDV」に関する講座を実施した。	B	男女平等人権課
		児童館の中高校生タイムの実施により、中学生・高校生または、17歳未満の若年層が自然な形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を出るような場の設定をしている。中には、悩みとして抱えている場合もあり、児童館の職員は、日常会話から若年層の問題点を探り、必要があれば暴力防止の取組みの視点で関わる。	C	子育て支援課
③	学校教育における暴力予防教育	市独自の暴力行為も含めたいじめに関する実態調査を年3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動等調査も年1回実施している。	B	学校指導課

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

DVは、家庭内で起こる傾向があり、外部からは発見しにくく、さまざまな状況のもとで被害者自身が相談しにくいケースも少なくありません。関係者からの情報提供や通報についての理解の浸透を図るとともに、関係機関と連携して被害者の安全を図ります。

さまざまな施策や制度を活用して被害者の立場に立ったきめ細やかな支援を行います。

【事業内容】2 ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

【施策評価の視点】

- ① 被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで、被害者の状況に応じた支援となっているか。
- ② 被害者の子どもの安全確保と心のケアについて、各機関と連携した対応が行われているかどうか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	健診などを通じての発見と対応	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして、必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。	B	健康推進課
②	関係者による通報の周知	22年度は関係した事業としては行わなかった。	C	男女平等人権課
③	被害者の安全確保	被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を、以下のとおり実施した。 ①母子世帯1件について、市が委託契約を結ぶ施設への緊急一時保護(委託料支払い)を実施した。 ②女性及び母子世帯11件について、東京都の一時保護施設にて一時保護を実施した。 ③女性及び母子世帯3件について、民間保護施設にて一時保護を実施した。 ※決算額について、市の委託施設分のみ、委託料を支出しています。なお、22年度は、母子世帯1件(母、子1名)が3日間利用しました。	B	生活福祉課
		閉庁時におけるDV被害者の一時的な避難として緊急一時	B	男女平等人権課

		<p>保護費を 50000 円予算計上している。</p> <p>また、DV に関しての相談を受けた場合には、状況を的確に把握して被害者のダメージが大きくなるように、関係部署等と連携した対応がとれるよう日常的に蜜に連絡を取り合っている。</p>		
		<p>夜間や閉庁日に、DV の保護を求めてきた女性や老人に対し二次被害等が起こらぬよう言動に注意し、電話対応また、担当職員、警察と速やかに連絡を取り、一時避難場所として、安心安全の確保を行うようにした。</p>	C	総務課
④	被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	<p>DV 被害者の住所を加害者等に知らしめないために、住民票等の発行停止の支援措置を行っている。発行停止の措置は関係する区市町村（本籍地・前本籍地・前住所地等）にも支援を依頼するため、1 件ごとの支援措置にはかなりの注意を要する。ちなみに平成 22 年度中の DV 支援措置件数は 56 件あり、その内の 24 件が国分寺市民であった。</p>	B	市民課
		<p>市内及び他市に住所地がある DV 被害者やその子どもが、被害者の暴力を避け、福祉事務所・婦人相談員等の相談業務を通して、安全確保のため一時避難施設入所等の対応をした。被害者の支援施策として、DV 連絡会を開催し、住民基本台帳の閲覧の取り扱い等の事務について周知を図った。</p>	B	男女平等人権課
⑤	さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	<p>外国人女性からの相談については、言語の違いによる意思疎通が円滑に図れるように、国分寺市国際協会の協力を得て機関の紹介を行った</p>	B	男女平等人権課
⑥	民間シェルターへの財政的支援	<p>DV 被害者の安全確保や自立支援に向け活動を行っている東京多摩地域民間シェルター連絡会に対し、シェルターの安定的運営を図るため、財政的補助事業を行った。また各市に、広域的事業として民間シェルター支援の必要性を呼びかけた。</p>	B	男女平等人権課
⑦	被害者の自立支援	<p>一時保護を行った被害者世帯について、被害者世帯の状況に応じて、入所施設や医療機関等との連携による支援、また、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を、計画的かつ継続的に行った。</p>	B	生活福祉課
		<p>DV 被害者がこころの安定を図れるように、DV 関係の講座等を開催した。また、関係各機関と連携して被害者の子ども等の安定した心身の回復等が図られるよう対応した。</p>	B	男女平等人権課
⑧	子どもの安	<p>相談の中で DV が疑われる家庭を把握した場合、女性セン</p>	B	子育て相談室

全確保とケア	ターや男女平等人権課の紹介を行ったり、他市より DV で逃げてきた家庭の支援を行なった。関係機関からも DV 家庭の子どもへの支援の要請があり、母子自立支援員などと連携して多岐にわたる支援を行なった。		
	虐待と疑われるケースについて、各保育所、子ども家庭支援センター、児童相談所等とが連絡を密にとりながら児童の安全の確保に努めた。また、虐待のケースで入所した児童の健やかな成長と安全を図るため保育を実施し、保護者に対しての対応と支援を行なった。	B	保育園
	各学校及び子ども家庭支援センターや児童相談所等が連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。また、各学校に、児童生徒虐待防止担当教諭を配置し、組織的な対応の充実を図る。	B	学校指導課

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

DVをはじめとする暴力や人権侵害の解決にむけて、市のさまざまな相談や窓口の担当部署が連携して対応することが欠かせません。また、東京都女性相談センターや警察のほか、医療機関や学校などと連携して、それぞれの役割を活かした支援のネットワークを強化します。

【事業内容】3 相談業務の充実と関係機関との連携

【施策評価の視点】

- ① 被害者対応の引継ぎがスムーズに行われているか。
- ② 各機関の役割が明確になり、相互に被害者の状況把握が行われているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等推進センターで実施している相談において、福祉事務所、婦人相談員と連携し、DVの相談に対応した。 DV被害者の相談機関(男女平等推進センター・東京ウイメンズプラザ・都女性相談センター等)の情報を閉庁時における電話案内や市ホームページ、情報誌・パンフレット等で提供した。また、課内に相談員を配置すべく準備を行なった。	B	男女平等人権課
②	関係者からの二次被害の防止	DV被害者が市窓口で安心して相談できる体制を図るため「職員による二次被害の予防についての庁内マニュアル」を改訂し、周知した。DV関係相談事業担当者の連携を図る情報交換会も2回開催した。	B	男女平等人権課
		無し(隔年実施)	D	職員課
③	「DV防止連	庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を2回開	B	男女平等人権課

	絡会」による 庁内連携の 強化	催した。また、庁内において相談を担当している関係部署 の担当者による相談事業担当者情報交換会を開催し、関連 分野における情報の共有を図った。		
④	庁外の関係 機関との連 携強化	DV 被害者への対策のため、相談事業担当者情報交換会にお いて小金井警察署関係者が出席し、情報交換を行った。	B	男女平等人権課
⑤	手続きの一 元化につい ての検討	二次被害等を防止するために、DV 防止連絡会や担当者によ る情報交換会を開催して情報交換を行った。	B	男女平等人権課

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

セクシュアル・ハラスメントは社会的に許されない行為です。職場、学校などさまざまな場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止にむけて、啓発や研修会の開催など防止対策を推進します。

【事業内容】4 セクシュアル・ハラスメント等の防止

【施策評価の視点】

- ① セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか。
- ② セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか。
- ③ 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会の設置及び相談体制が整備され、機能しているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進ち よく度	所管課
①	セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組み	男女平等推進センターの図書資料室にセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。職員課の新入職員向け研修の中でセクシュアル・ハラスメントについての啓発をした。産業労働局のセクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック等を掲示コーナーに置き、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるための情報提供を行った。	B	男女平等人権課
②	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	①東京都市町村職員研修所への派遣研修 ・課長新任研修（人権啓発等） 8名	B	職員課
		②庁内研修 ・新任研修（セクシュアル・ハラスメント防止等）18名 ・セクシュアル・ハラスメント防止 28名		
		各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置付けた相談体制を一層充実する。また、セクシュアル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシュアル・ハラスメントの防止に役立てる。	A	学校指導課

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

ストーカー行為などの人権侵害を防止するための取り組みを行います。

【事業内容】 5 人権侵害を予防するための支援

【施策評価の視点】

- ① ストーカー行為防止に向けた啓発事業は充実しているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進ちょく度	所管課
①	ストーカー等の防止の取り組み	防犯ブザーについては、支給を終了した。情報の提供については、市民（登録者）に電子メールで不審者や事件等の情報を75件配信した。また、つきまとい勧誘行為を防ぐため、国分寺駅周辺の重点地域に警備員3名配置し、平日の午後4時から午後10時までの6時間、年間243日、つきまとい勧誘行為防止パトロールを実施した。	B	くらしの安全課
		デートDVについては、東京都からの啓発用の資料を用いて、市役所関連の施設に配置して、デートDVについての啓発を行った。	B	男女平等人権課

課題3の自己点検の集計

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	1
B やや進んだ	24
C あまり進んでいない	3
D 全く進んでいない	1
計	29

課題3の進ちょく状況

進ちょく度

B

基本目標 2 男女が平等に社会参画できるまち

課題 4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

雇用における男女平等を進めるため、さまざまな機会を通じて事業者への啓発を進めていきます。事業者の規模により実情が異なることから、実態を把握し、効果的な広報を行います。

【事業内容】1 事業者への啓発と支援

【施策評価の視点】

① 女性の就労に対する学習機会、情報提供が効果的に行われているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	雇用における男女平等に関する実態把握	計画に掲げている当該事業については、具体的な対応について行わなかった。	D	男女平等人権課
		1.国分寺市公共調達条例（案）制定に向けた周知 事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んだ条例の制定に向け、市民説明会及びパブリック・コメントを実施し、条例によって男女平等を調達の分野においても積極的に評価していくことを周知した。 2.総合評価による競争入札の実施に向けた検討 調達のあり方の基本方針に基づく施策として掲げた「男女の就労機会・雇用環境等の向上に取り組む事業者等」を評価する仕組みの導入」という点から、男女の雇用機会均等化や就労環境整備に取り組む事業者等の評価を評価項目の一つとした総合評価による競争を実施するため、要綱を作成中である。	C	総務課
		東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用平等推進セミナーの「男女雇用均等法、改正直後の育児、介護休業法の実例」等を共催で開催した。ただし、計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は行わなかった。	D	経済課
②	雇用における男女平等に関する啓発・情報提	就労支援情報コーナーを設置し、関係機関からのパンフレットや冊子による情報提供をした。 3 級簿記講座の開催に合わせて、経済課とともに就労に関しての講座を2回実施した。	B	男女平等人権課

	供	就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、女性向けのセミナーや就労に関する情報提供を行った。また、新たに市役所第一庁舎1階に就労支援情報コーナーを設置し、パンフレットやチラシなどを配架し情報提供に努めた。	B	経済課
③	就労支援ネットワーク化の推進	東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター等の雇用・就労関係機関と共催して、各種セミナー講座の開催、就職相談会・面接会の支援を実施した。	B	経済課

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

平成 19(2007)年7月に策定された「国分寺市の調達に関する基本指針」では、さまざまな事業に調達に関わることから、市政実現に重要な役割を担うべき調達相手においても社会的な責任の発揮を求めようとしています。

基本指針では、「社会的に適正な雇用水準の向上」という個別目標が掲げられており、それを具現化するため、子育て支援や男女平等の推進などへ取り組む事業者が市の調達のパートナーとしてプラスに評価されるような仕組みの導入を検討していきます。

【事業内容】2 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

【施策評価の視点】

- ① 男女共同参画，子育て支援の取り組みを促す調達の仕組みとなっているかどうか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よ度	所管課
①	市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	1.国分寺市公共調達条例（案）制定に向けた検討 事業者の努めとして、男女共同参画，子育て支援の取り組みを実現するための方策を推進することを求め、調達において、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んだ条例の制定に向け、市民説明会及びパブリック・コメントを実施し、条例制定に向け、契約担当課において検討を行った。	C	総務課
		2.総合評価による競争入札の実施に向けた検討 調達のあり方の基本方針に基づく施策として掲げた「男女の就労機会・雇用環境等の向上に取り組む事業者等を評価する仕組みの導入」という点から、男女の雇用機会均等化や就労環境整備に取り組む事業者等の評価を評価項目の一つとした総合評価による競争を実施するため、要綱を作成中である。 22年度においては、総務課で検討をしている公契約条例の中に、男女平等の視点を取り入れたつくりとなっているため、総務課における庁内の検討に加わり、一定の情報提供を行った。	B	男女平等人権課

施策(3) 起業・再就職への支援

第一子の出産を機に仕事を辞める女性は約7割に上ります(厚生労働省「第1回 21世紀出生児縦断調査」平成13(2001)年)。このように、出産などを機に就業を中断する女性が多くいる一方、就業を中断した女性の中に就業を希望する、あるいは将来また働きたいと考える女性も多くなります。東京都の関係機関や地域の事業者などと連携し、女性の再就職へむけた支援を行います。女性のチャレンジを支える一環として、起業支援も行います。

【事業内容】3 起業・再就職への支援

【施策評価の視点】

- ① 女性の再就職支援に向けての講座開催や情報提供により、就労支援が図られたかどうか。
- ② 女性起業家や女性自営業者への支援の実績があったか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗度	所管課
①	再就職に関する情報提供・支援	「女性のためのパソコン講座（エクセル初級・中級）」（全4回）、「女性のための3級簿記講座」（全18回）、経済課と共催で女性のための再就職セミナーを実施（2日間）	B	男女平等人権課
②	起業に関する情報提供・支援	ライツウーマンズカレッジにおいて3回のシリーズで、市内において起業した女性経営者を講師に講座を開催した。	B	男女平等人権課
		小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。 平成22年度あっせん決定実績 小口（運転、設備） 女性事業者 17人／111件中 小口（創業） 女性事業者 1人／11件中	B	経済課

施策(4) 働き方における格差の是正

正規社員のほか、派遣社員、臨時職員、契約社員などさまざまな雇用形態があり、雇用形態による待遇の格差が問題となっています。女性の被雇用者のうちパート・アルバイトの占める割合は39.9パーセントと男性の8.5パーセントに比べて非常に高く（「平成19年版男女共同参画白書」内閣府）、雇用における男女平等を推進する上で、雇用形態による格差を是正することは欠かせない大きな課題です。事業者は、関係する法令を遵守し、均等待遇に努める必要があります。理解に向けた広報活動を進めます。

【事業内容】4 働き方における格差の是正

【施策評価の視点】

- ① 職場の男女平等・共同参画促進に向けた取り組みが進められているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進ちょく度	所管課
①	事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」や「男女平等推進センターだより」に男女平等推進に関する情報を掲載し、商工会等を通じて市内事業者への情報提供を行った。	B	男女平等人権課
		東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用機会均等法等のセミナーを共催で開催した。また、「ワーク国分寺」を利用し、事業者向けのセミナーなどの情報提供を行った。	B	経済課
②	市民にむけた情報提供	男女平等推進センター図書資料室の労働・女性労働コーナーに資料を配架した。就労支援情報コーナーを設置し、関係機関からのパンフレットや冊子による情報提供を行った。	B	男女平等人権課
		東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナー「雇用調整をめぐる法律問題」を共催で開催した。また、「ワーク国分寺」を利用し、関係機関からのチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。	C	経済課

課題4の自己点検の集計

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	0
B やや進んだ	10
C あまり進んでいない	3
D 全く進んでいない	2
計	15

課題4の進ちょく状況

進ちょく度
B

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

平成13(2001)年度の総務省「社会生活基本調査」によれば、夫婦の1日の生活時間について、共働き世帯では、夫の家事・育児・介護等にかかる総平均時間が25分なのに対し、妻は4時間12分であり、一方夫が有業で妻が無業の世帯では、夫32分、妻は6時間59分となっています。妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護にかかる時間は妻と比べて著しく短い現状がうかがえます。

男女がともに個性や能力を発揮し、社会参画するためには、「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」を推進し、家族を構成する個人がたがいに協力し合い、仕事と家庭や地域生活などを両立することができる環境整備が欠かせません。

市は、「夫は仕事、妻は家庭」といったジェンダー(社会的性別)による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、ワークライフバランスを可能にするための社会的な基盤整備として、子育てや介護等の支援の充実を図ります。事業者がワークライフバランスの推進について理解し、主体的に取り組みが行われることも重要です。

施策(1) 「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

市民や事業者がワークライフバランスについての理解を深められるよう広報活動やさまざまな情報提供を行います。市も一つの事業者であることから、他の事業者のモデルとなれるよう市内での取り組みを進めていきます。

【事業内容】1 「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

【施策評価の視点】

- ① 家庭生活と職業生活の両立のための支援によって、市民の家庭生活における家事・育児・介護の分担方法が、家庭での男女共同参画に向けてどのくらい改善したか。
- ② 家庭生活と職業生活の両立のための支援は適切になされているか。
- ③ 事業者に対して、男女がともに家庭生活と職業生活を両立できる環境づくりの啓発は適切になされているか。
- ④ 市内において、家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりの啓発がされているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	ワークライフ バランスに 関する広報 活動	以前作成した情報誌や内閣府の情報誌を活用するとともに、関連のパンフレット等により情報提供を行った。また、男女平等推進センターだよりにおいて、ワークライフバランスについての記事を掲載して啓発を図った。	B	男女平等人権課
		就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、東京都、東京都労働相談情報センター国分寺事務所が主催するワークライフバランス普及啓発イベントの広報を行った。	D	経済課

②	庁内におけるワークライフバランスの推進	前年度に引き続き、超過勤務時間の削減に向けて、啓発・指導を行った。毎週水曜日のノー残業デーの徹底と、水曜日にやむを得ず超過勤務を命令する際の事前届出制は定着した。 男性の育児休業取得率は、率としては上昇しているが取得者数は増加していない。ただ、男性職員が取得できる育児参加休暇（5日間）については、時間単位でも取得可能ということもあり。取得率は高い。	C	職員課
---	---------------------	--	---	-----

施策(2) 子育てへの支援

家族を構成する個人がたがいに協力し合い、安心して子育てをすることができる環境づくりのために、保育サービスの充実や子育てを支える地域のネットワークづくりなどを進めます。

【事業内容】2 子育てへの支援

【施策評価の視点】

- ① 男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか。
- ② 女性に偏りがちな育児を地域全体で支えるしくみづくりが推進されているか。
- ③ 男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	男女がともに子育てをするための意識づくり	両親学級は毎月1回土曜日のひかりクラス・平日2日間コースのわくわくクラスを5回開催。 ひかりクラスはパートナー(父親)が主に実習・体験する内容となっている。 平成22年度ひかりクラス・わくわくクラス男性参加者:291名	C	健康推進課
		こどもの発達センターつくしんぼの通園教室において、父親の参加しやすい土曜・日曜日に行事を設定。・保護者交流会(スポーツ大会)を実施。(20名中17名の参加)・父親参観日での講演会実施。(20名中12名+外来3名参加)・園外ファミリーキャンプを年1回実施。(20名中12名参加)・つくしんぼにて園内父子宿泊訓練を年1回実施。(20名中14名参加)・父親の力を必要とする、餅つきを親子行事で設定。(20名中16名参加) 家庭支援センターの講習会「パパと遊ぼう」年1回2コース実施。 父子でも利用しやすい、親子スペースの雰囲気づくり。	B	子育て相談室
		パパ講座(パパのための簡単デジカメ講座, キッシュ作り・	C	男女平等人権課

		ピザ作り) 全3回実施。 『どうなっている男の「子育て」』をテーマに、情報誌を発行した。		
②	保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 4 月私立西国分寺保育園において、定員を 5 名増した。 平成 22 年 4 月新たに私立ぶんじっこ保育園分園が定員 18 名、延長保育時間 2 時間として開園した。 平成 22 年 4 月私立やなぎ保育園の定員調整が行われ 8 名減の定員となった。 平成 22 年 6 月私立アスク国分寺南町保育園定員 60 名、延長保育時間 2 時間として開園した。 <p>上記により定員は、4 月に 15 名、6 月には 60 名増え、22 年度において合計 75 名を増員しての認可保育所運営となった。</p>	A	保育課
		学童保育所の三季休業中(春・夏・冬休み)保育期間での、午前 8 時 15 分開所。新入学児童に対して約一ヶ月間午後 7 時までの延長保育の実施(新 1 年生タイム)。指定管理者の運営による第二光町学童保育所においては、三季休業中、午前 8 時開所および恒常的に午後 7 時までの保育実施。さらに、しんまち児童館、第一・二新町学童保育所施設が指定管理者による運営で、時間延長が実現している。	B	子育て支援課
③	子育てを支え合う関係づくり	仕事と育児の両立を支援する事業としてのファミリー・サポート・センターの援助活動(保育園や幼稚園、学童保育所等の送迎やその前後の預かりなど)が行えた。援助活動が円滑に行えるよう援助会員講習会により援助会員を増やす。子育て支援課が所管する「国分寺子ども子育て支援円卓会議」と「東西親子ひろば連絡会」に参加して、連携を深めた。	B	子育て相談室
		妊娠期の方や、小さなお子さんと暮らす市民が、気楽に立ち寄れて、お話ししたり子育て仲間に出会ったりしながら、その輪が広がっていく環境づくりを応援している。事業形態も学童保育所施設を利用し学童保育職員が中心となって実施するもの、委託型、ボランティア団体との共同運営型、協働事業とがある。中でも、駅前子育てサロンは NPO 法人冒険遊び場の会との提案型協働事業であり、カウンセラーなどによる相談機能も取り入れ、東部地区の拠点的な位置づけとなって実践した。	B	子育て支援課
④	子育てに関する総合的	家庭で保育をしている保護者へ子どもの発達や成長の相談、支援するため、公立保育所で地域交流事業(地域交流行	B	保育課

	な相談・支援	事・講座・園行事・園庭開放・プール開放)を実施し、遊びを通じて交流を図ったり、食育の講習や講話の設定をしたり、事業を通じて育児の不安の解消を図るとともに必要に応じて相談等の育児支援を行った。男性の育児参加を促進するため、保育参観や比較的参加しやすい土曜日に行事を設定。また、父親も一緒にという行事の設定をした。		
		父親との積極的な面談の中で様々なアプローチを図り、父親の育児参加を促進した。ショートステイ事業の実施や育児支援ヘルパーの派遣により、生活の質の向上を行った。	B	子育て相談室
⑤	子ども連れで利用しやすい施設整備	にしまち児童館・いずみ児童館・ひかり児童館・しんまち児童館・もとまち児童館において、ベビーシートを設置している。また、東京都子育て支援基盤整備包括補助事業補助金を受け、ベビーキープの市内公共施設への設置を促した。ひかりプラザ1基・本多公民館1基・光公民館1基・もとまち公民館1基・並木公民館1基設置。	D	子育て支援課

施策(3) 介護への支援

家族を構成する個人がたがいに協力し合い、性別にかかわらず家庭生活や仕事と介護とのバランスをはかることができるように、介護サービスの充実を図ります。

【事業内容】3 介護への支援

【施策評価の視点】

- ① 女性の方が担う傾向にある家庭介護の負担を軽減する支援がなされているか。
- ② 男性の家庭介護への参加が推進されているか。
- ③ 男性の介護職への就業は推進されているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等推進センター登録団体との共催事業として、『介護の「今」それぞれの生きがづくり』を開催した。	B	男女平等人権課
		男性にも参加の呼びかけを行い、食生活改善料理教室（2コース3日間）の実施により生活自立の促進を図った。	B	高齢者相談室
②	介護者への支援	・介護保険の要支援該当者に対し、各自それぞれに適した介護予防ケアプランを作成(2,139件)し、それに基づいた	B	高齢者相談室

		<p>支援を行った。また、介護予防等に関する基本的な知識と理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、講演会などを開催した。</p> <p>・認知症高齢者等の介護者が自主的に運営する支え合いの会「きさらぎ会」の開催支援（会場確保、会報の発行支援、講演会講師調整等）を行った。また、介護者交流会を開催し仲間づくりの場と機会を提供（参加者14人）するとともに、介護者への慰労のため演劇等の鑑賞券の給付を行った（利用者7人）。</p>		
		<p>認知症サポーター養成講座の実施・第4期（21年度～23年度）介護保険事業計画の中に緊急ショートステイの実施を重点施策に位置づけた。平成21年度介護従事者処遇改善特例基金を設立した。</p>	A	介護保険課
③	介護に関する総合的な相談事業	<p>高齢者・介護者の総合的な相談機関として地域包括支援センターの運営、委託先地域包括支援センター・地域相談センターの統括・後方支援を実施し、地域の高齢者や介護者等の相談・対応の充実を図った。また、委託先地域包括支援センター・地域相談センター等と連携を図りながら高齢者虐待の早期発見と早期対応（保護を含む）を実施。（実績：14,544件。H20, 21年度については高齢者相談室のみの実績。H23年度については市全域の実績を記載。）</p>	B	高齢者相談室

施策(4) 生活の安定と自立の促進

高齢者や障害者が健康で自立した生活ができるように、就労支援などを行います。また、ひとり親家庭が抱える問題を解決するための相談や支援を行います。

【事業内容】4 生活の安定と自立の促進

【施策評価の視点】

- ① 高齢者・障害者・ひとり親家庭の自立支援についての相談・各種サービスの情報提供が十分に行われているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よ度	所管課
①	高齢者の自立支援	高齢者等のニーズ把握並びにサービス提供体制及び地域における支援体制の検討や、高齢者等に対する支援のネットワークの構築、地域ケア体制の構築のため各種会議を開催。「地域包括支援センター・地域相談センター全体会」、センター職員の各職種別連絡会、「国分寺市地域ケア会議・小地域ケア会議」の次年度再編に向けての準備会、介護保険事業に関わる各職種別連絡会、等を開催し、関係機関で連携の取れた高齢者支援を検討・実施した。	B	高齢者相談室
②	障害者への支援	身体障害者相談員、知的障害者相談員にて、月2回福祉センター及びひかりプラザにおいて、自立支援に対する各種相談、サービス等の情報提供を行っている。 市内3ヵ所に地域活動支援センターI型を設置し、障害者の相談窓口として相談支援事業を実施している。 就労支援センターにおいては障害者の就労促進事業を行い、また、就労の定着支援を行い成果を上げている。	A	障害者相談室
③	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	母子家庭の経済的・社会的自立を図るため、東京都母子福祉資金の貸付けを以下のとおり行った。 ①修学資金 527件 32,954,670円 ②就学支度資金 16件 8,137,000円 ③生活資金 19件 2,252,000円 ④転宅資金 2件 461,000円 ⑤修業資金 13件 1,037,000円	B	生活福祉課

	<p>申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。</p> <p>ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。</p> <p>生活福祉課，子育て支援課や保育課などと連携を取り合いながら，相談業務を行った。</p> <p>暮らしのガイド，市報，子ども家庭支援センターパンフレットなど様々な広報手段を使って，事業を広く周知した。</p>	B	子育て相談室
	<p>手当・医療費助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関する各種相談については，その内容に応じた相談窓口の案内やサービスの情報提供を行った。</p> <p>また，当課で実施しているひとり親関連諸制度に関しては，ホームページ，市報や窓口説明用チラシにて情報を提供し，広く制度の周知を行うとともに，前年度と同内容で，児童扶養手当（国），児童育成手当（都）及びひとり親家庭等医療費助成（市）の支給・助成を行った。</p>	C	子育て支援課

課題5の自己点検票

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	3
B やや進んだ	14
C あまり進んでいない	4
D 全く進んでいない	2
計	23

課題5の進捗状況

進捗よく度

B

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

政策・方針等の意思決定の場への男女共同参画は男女平等社会を実現する基盤となります。

しかしながら、行政分野や企業における管理職に占める女性割合は低く、諸外国に比べても遅れています。女性が政治や経済活動の意思決定へ参画する達成度を測るジェンダー・エンパワーメント指数は、平成18(2006)年では75カ国中42位となっています。

国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30パーセント程度となるよう期待する」としています。男女双方の意見が反映されるよう、あらゆる分野における政策や方針などの意思決定の過程へ女性の参画を拡大していきます。また、市として新たに取り組みを強化する分野を設定し、参画を進めるよう取り組みます。

施策(1) 庁内における男女共同参画

市において女性の参画を高め、男女双方の意見を政策に反映できるよう、審議会等の委員における性による偏りの解消を目指し、共同参画を支える人材育成のための学習機会を充実します。また、市自体が一つの事業者として他の事業所のモデルとなれるよう、庁内の男女共同参画を進めていきます。

【事業内容】1 庁内における男女共同参画

【施策評価の視点】

- ① 市における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか。
- ② 政策・方針等の意思決定過程への参画度合いの実績はどうか。
- ③ 市管理職への性別にかかわらず登用や育成が行われたか。
- ④ 職員を性別にかかわらず適性・能力・成果によって配置できているか。偏りのあったものについては、性別を意識して積極的に改善に努めているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗度	所管課
①	審議会等の委員における性による偏りの解消	各課が所管している、56の審議会等委員の男女比については、各課が選任・選考する際に、一方の性が4割を下回らないよう考慮していたものの、結果として、全486人の委員総数のうち、男74%女26%となり、目標値を下回っている。女性ゼロの審議会等は、国分寺市情報公開・個人情報保護審査会、非常勤職員等公務災害補償等審査会、国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会、国分寺市文化財保護審議会、認定農業者審査会、公益監察員、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業事業協力者選定審査委員会の7審議会等である。	C	政策経営課
②	庁内の職域の偏りの解消	できるだけ性別による偏りが生じないように配慮して職員配置を行った。	B	職員課

	消			
③	女性管理職の登用促進	女性の管理職昇任試験受験者がいなかった状況に加え、1名の管理職が東京都へ帰任となり1名減となった。	C	職員課

施策(2) 地域における男女共同参画

政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するには、参画を支える人材育成が重要です。ジェンダー(社会的性別)による性別役割分担意識の解消を目指し、意欲のある人を対象に学習機会を充実し、人材の育成を図ります。

【事業内容】2 地域における男女共同参画

【施策評価の視点】

- ① 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか。
- ② 地域活動への男女共の参加があったか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	男性の地域参画の促進	男性参加者の多い講座は多数ある。(本多公民館) 歴史講演会・グループ協働事業「語学・音楽」(恋ヶ窪公民館) 近現代史講座「軍拡の歴史から平和を考える」(光公民館) お父さん応援講座(もとまち公民館) コントラクトブリッジ入門・水と緑の講座(並木公民館) 農業体験講座・はじめの一步「スケッチ入門講座」	B	公民館
		パパ講座の開催時に、参加者間で良好な関係を継続できるようになったという報告があった。こういったことが基礎となり知己での連携等を取る足がかりになると講座開催の意味が深まってくると考える。	B	男女平等人権課
②	市民活動への支援	市民活動団体向けに「マネジメント講座」を、市民向けには市民(地域)活動へのきっかけづくりのための「市民活動入門講座」を各2回、計4回実施。また、講座以外にも「市民活動フェスティバル」を開催した。 【参加者男女比】 男性 64% : 女性 36% ※「市民活動フェスティバル」は前年度以上の参加があり、男女共に多数の来場者があったが、男女別の来場者数は把握できていない。	B	協働コミュニティ課
③	女性リーダーの育成	ライツ・ウーマンズカレッジの開催(全3回) 編集講座「実践!ライター入門」(全3回) ライツウーマンズカレッジにおいて、特技を生かして地域で活躍している女性を講師に講座を開催した。	B	男女平等人権課

	情報誌編集委員を市民から募集して、情報誌の発行を行った。		
--	------------------------------	--	--

施策(3) 新たに取り組む必要とする分野への男女共同参画

ジェンダーによる性別役割分担意識とそれに基づく慣習・慣行を見直し、男女共同参画を進める必要があります。新たに防災と農業の分野における取り組みを強化します。

【事業内容】3 新たに取り組む必要とする分野への男女共同参画

【施策評価の視点】

- ① 防災分野において、防災訓練や防災関係会議等への女性の積極的参画が進められているか。
- ② 農業経営において、女性の農業経営参画が進められているか。また、「家族経営協定」締結及びそれが機能するための体制が作られているか。

No.	事業名	22年度事業実績	進捗 よく度	所管課
①	防災分野への男女共同参画	国分寺市地域防災計画の修正に伴い、避難所のスペースに男女に配慮した着替え場所や授乳場所を確保することを盛り込んだ。 上記内容を反映させた国分寺市地域防災計画修正（案）を防災会議に諮り、承認された。	B	くらしの安全課
②	農業経営への男女共同参画	認定農業者を対象にした農業簿記講習会を回開催し、延べ2人の女性農業者が受講した。	C	経済課

課題6の自己点検の集計

(単位：事業)

	22年度実績
A 進んだ	0
B やや進んだ	6
C あまり進んでいない	3
D 全く進んでいない	0
計	9

課題6の進捗よく状況

進捗よく度
B

○ 平成 20 年度～22 年度の総括評価

I 3年間の総括評価について

国分寺市男女平等推進行動計画は、男女平等社会の実現を目的としています。しかし、行動計画には直接の目的とする事業のみならず、実施の結果として男女平等の推進に資する事業（例：保育所の設置）や、実施の際に男女平等推進の視点を取り入れることにより、より効果が見込まれると考えられる事業（例：メディアリテラシーを育成する学習機会の提供）も盛り込まれています。この評価システムは、予め事業ごとに設定した施策評価の視点及び男女平等推進の視点からの事業評価をすることとなっていますが、所管課が自己点検評価をする際には、男女平等推進の視点より、むしろその事業本来の視点から評価しているものが見受けられました。

そこで推進委員会では、各事業の主たる所管課の平成20年度から22年度の進ちょく状況評価について、総括的に、施策評価の視点、及び男女平等推進の視点から点検をし、推進委員会としての評価をしました。

評価の目的は、あくまで行動計画に基づいた事業の実施を客観的に事業評価することで、その評価を活かして事業の展開を行ってもらい、行動計画を達成することにあります。C、Dの評価をつけたものもありますが、推進委員としては、事業を否定するものではなく、今後、男女平等の視点に立った、より意識的な事業の実施を期待するための評価です。意識の変化はすぐに数値に現れるものではありませんので、事業の廃止等に帰結することのないように要望します。

各所管課が事業を自己点検評価するのは手間がかかる作業でしょうし、推進委員会としても提出を受けた自己点検票をひとつひとつ点検することは容易な作業ではありませんでした。しかし、行動計画を進める目的は、国分寺市男女平等条例の理念を達成することですので、市民と行政の双方が、その責務を果たすことが、目的に適うことであるとの信念で作業を進めました。こうしたことにより、ひとりひとりがより生きやすい・暮らしやすい地域社会をつくりあげることができると思います。

事業の進ちょく度合いを把握するためには、委員会の提言、評価がどのように次の事業に反映されたかを見る必要があります。提言を受けた所管課が小さな一歩で良いので、改善に向かって踏み出すことを願っています。また、所管課職員は、提言とその対応が双方向性をもったキャッチボールとなるよう自己点検票を活用してください。

各事業が、行動計画（plan）に基づく各所管課による事業実施（do）→自己点検票による所管課の自己評価、及び推進委員会による評価と提言（check）→所管課による改善の取組み（action）というPDCAサイクルとして回り出すならば、計画の達成は可能であると期待しています。

II 総括表

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課	
課題1 男女平等意識の醸成 課題の内容:男女平等社会の実現のためには、一人ひとりがジェンダー(社会的性別)にとらわれず、個人として尊重されることが必要です。しかし依然として、社会のさまざまな場面で、「夫は仕事、妻は家庭」といった性別役割分担意識に基づく慣習や制度が残り、個人の生き方の選択が狭められたり、個性や能力を十分に発揮することが妨げられることがあります。ジェンダーに基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女平等意識の浸透、定着に向けてさらなる施策の充実を図ります。								
(1) 家庭や地域づくりにおける男女平等の意識	①男女平等に関する学習機会の提供	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男性への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。 ・男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知・多様な団体との連携による広報・公民館保育室事業の実施 ・男女平等の保育、幼児教育の促進・若年層とともに進める事業の実施・市民の作品募集による意識の普及	該当講座開催数: 38回	該当講座開催数 41回	該当講座開催数 18回	国分寺市における男女平等の推進が着実に推進できるよう、参加者ニーズを把握し、効果のある講座等の開催が必要である。	男女平等人権課 (公民館, 保育課)	
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 推進行動計画に沿って講座を開催し、学習機会の提供、及び案内をホームページ、市報等で広報し、市民に意識の啓発を行った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 PR方法の工夫、参加者ニーズの把握、一方通行の実施にとどまらない等講座のやりかたの工夫が必要。	
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。
(1) 家庭や地域づくりにおける男女平等の意識	②男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 ・男女平等推進センター情報誌の発行・男女平等推進センターホームページの作成 ・男女平等推進センター図書資料室事業の充実・図書館でのコーナー設置	5回	記入なし	5回	情報誌は本来であれば、発行部数を増やして多くの市民に配布をして男女平等の推進についての意識啓発を図ればよいが、限られた経費であるため、より有効な方法によって市民意識の向上に向けた配布方法。	男女平等人権課 (図書館, 総合情報課)	
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 男女平等意識の浸透に向け、情報収集を行い情報誌やホームページを通して情報提供を行った。センター図書資料室の資料のPRを行い貸出数は前年度を若干上回った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項 貸し出し冊数の具体的数字公表や、PR方法の工夫が必要。	
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。
(1) 家庭や地域づくりにおける男女平等の意識	③国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等社会実現の取り組みは、国際社会における取り組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	講座開催数: 4回	4回	4回	市主催事業ではないため、講座の内容に関して行政が直接関わることができない。が、今後も男女平等の視点をもった事業を実施するよう、国際協会に協力を求めていく。	文化のまちづくり課 (男女平等人権課, 公民館)	
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 「国際理解」というより広いテーマに添った形で講座の内容が決定していることで、「男女平等」というテーマを前面に出した内容がなかった。また、昨年同様、文化のまちづくり課主催事業ではないため、内容についての提言をする機会をもてなかった。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 関係機関と連携を推めながら、事業内容に沿った展開をする。	
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	C	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 任意団体である国際協会の主催事業のため、テーマの選定にあたり市と十分な協議がなされなかった。		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 学校における男女平等教育の充実	①男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	人権教育推進委員会:7回	5回	5回	今後も、男女平等の視点に立った授業改善や教育活動を充実していくよう、人権教育推進委員会で作成したリーフレットを活用して、全教員の人権意識を一層高めていきたい。	学校指導課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	人権教育の視点に立った授業改善が推進されてきているとともに、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていくための取り組みが、各学校の教育活動に生かされている。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	事業内容に沿った国分寺市独自の展開について報告してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	文科省の学習指導要領の範囲であり、計画を反映して国分寺市としての特色が見えづらい。

10

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 学校における男女平等教育の充実	②性別にとわれない職業意識の醸成、進路指導	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	キャリア教育、進路指導推進委員会:13回	7回	2回	キャリア教育・進路指導推進委員会をとおして、各小・中学校の進路指導を一層充実させるとともに、関係機関等との連携を一層強化する。	学校指導課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	道徳教育やキャリア教育を一層推進することにより、児童・生徒の職業観や労働観が育成されてきたとともに、主体的に自己の進路を選択する生徒が増えてきている。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	事業内容に沿った国分寺市独自の展開について報告してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	文科省の学習指導要領の範囲であり、計画を反映して国分寺市としての特色が見えづらい。

11

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 学校における男女平等教育の充実	③教職員への男女平等教育研修の実施	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	服務事故防止研修会:7回	3回	2回	今後も、人権教育における男女平等教育の適正な実施と、各学校における服務事故防止研修を一層充実させていく。	学校指導課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	上記の研修会をとおして、各学校では男女平等を踏まえた教育が適正に実施されているとともに、服務事故防止に向けて教員の意識が高まってきている。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	毎年のように教職員の事件があり、より一層の研修が望まれる。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	回数が減っており、研修が十分ではない

12

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 庁内における男女平等意識の徹底	①職員への男女平等研修の実施	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか、対象や階層をばった研修を行います。	参加人数:47人	59人	56人	研修を実施するには、担当課である男女平等人権課との連携不可欠であるが、現在はそれが不足している。	職員課(男女平等人権課、保育課、子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	昨年度と同様、セクシュアル・ハラスメント防止研修以外の男女平等研修等実施できなかったため。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	管理職限定など対象や階層をばった研修をしてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 男女平等人権課との調整不足		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	実施数が不足している

13

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 庁内における男女平等意識の徹底	②男女平等に関する職員意識調査の実施	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とします。	記入なし	記入なし	記入なし	男女平等に関する意識調査については、男女平等人権課の所管と考えると考えますが、その調整が必要。	職員課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 男女平等に関する意識調査については、男女平等人権課の所管と考えると考えますが、調整が不足しているため。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 職員課は職員の人員配置等を行う部署であるので、意識の調査実施が必要。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 男女平等人権課との調整不足	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	職員意識調査を行うべき

17

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 男女平等に関する実態把握	①男女平等に関する市民意識・実施調査	無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	各講座の受講者へのアンケート配布:17回	記入なし	市民意識調査:1回	実施する調査についての回収率をできる限り多くできるようにすること。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 推進行動計画の見直しのため、市民意識調査を22年度に実施したため。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 分析をする際には研究機関との連携が必要。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

19

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 男女平等に関する実態把握	②資料・データ等の整備	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の観点から整理し、施策に反映していきます。 ・男女別データの整備	データ検討回数:5回	推進状況評価報告書発行:1回	推進委員会評価報告書発行1回	毎年度の実績評価を施策に展開させ、より市民にわかりやすい推進状況評価報告書にすること。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 男女平等推進行動計画の21年度の実施状況を推進状況評価報告書としてまとめた。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 データを市民にわかるように公表の工夫をしてほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	データは整備されている

20

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(5) 男女の人権に配慮した表現の推進	①メディア・リテラシー(情報活用能力)を育成する学習機会の充実	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を主体的に読み解き、活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	情報教育・ICT活用推進委員会、実技研修会:9回	計6回	年4回	今後も、情報モラルに関する研修を継続して実施していく。	学校指導課(男女平等人権課、公民館)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 性差に関するものも含めて、多種多様な情報の中から、自分の目的に合ったものを取捨選択し、適切に活用する能力を育成するため、教員研修を充実させることができた。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 子どもたちに影響の多いメディアからの情報を主体的に読み解き、批判する能力を身につけるよう指導が必要。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	情報モラルとしては事業を実施している

23

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(5) 男女の人権に配慮した表現の推進	②男女平等の視点での市刊行物等の見直し	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり、その活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を徹底します。			ガイドライン案作成:1回	市刊行物について、男女平等推進の視点から、各課からさらに意見徴集して取りまとめを行い、表現の問題点を市内でわかりやすく理解できるようにすること。	男女平等人権課 (総合情報課, 公民館)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 庁内委員会で検討を重ね市刊行物のガイドライン案を作成し、発刊するため関係部署に諮ったが協議でさまざまな意見が出されさらに整理が必要となり作成に至らなかった。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 ガイドラインを早急に作成すること。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	事業が行われていない

25

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(5) 男女の人権に配慮した表現の推進	③「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	人権に配慮した情報発信が行われるよう、「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。				市刊行物について、男女平等推進の視点から、各課からさらに意見徴集して取りまとめを行い、表現の問題点を市内でわかりやすく理解できるようにすること。	男女平等人権課 (公民館)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 庁内委員会で検討を重ね市刊行物のガイドライン案を作成し、発刊するため関係部署に諮ったが協議でさまざまな意見が出されさらに整理が必要となり作成に至らなかった。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 早急にガイドラインをつくり普及してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 来年度以降に実施予定である	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	事業が行われていない

27

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

課題の内容: 男女の対等な関係を基礎として、妊娠や出産、更年期などについて女性も男性もたがいの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女平等推進のための前提といえます。女性は妊娠や出産をする可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面することも留意する必要があります。しかし現実には、人工妊娠中絶や性感染症などの性と人権をめぐるさまざまな問題が存在しています。性を女性の視点からとらえる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」についての理解を広げる取組が重要です。また、子どもの発達段階に応じて人権を尊重した正しい性の知識を得られるよう市、学校、家庭が協力して取組を進めることが求められます。

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) たがいの性の意識の醸成し、尊重	①たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取り組みを行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	小学校2時間 中学校3時間	小学校2時間 中学校3時間	小学校2時間 中学校3時間	今後も、学習指導要領に示された性に関する学習指導を通じて、各学校における指導内容・方法の工夫改善に努めていく。	学校指導課(男女平等人権課, 子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 小・中学校の体育(保健)で、学習指導要領に示された性に関する指導を適正に行った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 事業内容に沿った国分寺市独自の展開について報告してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	文科省の学習指導要領の範囲であり、計画を反映して国分寺市としての特色が見えづらい。

31

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) たがいの性の意識の醸成し、尊重	②HIVや性感染症などに関する情報提供	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	相談件数 2件	件数未把握	件数未把握	HIV・性感染症のリーフレットなどを使って、市民に啓発をはかる必要がある。	健康推進課(男女平等人権課, 学校指導課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 前年度と同様に、ポスター掲示や啓発資料を配布したのみであったため。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 学校(特に中学校)との連携が必要。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 もともと市の事業としての位置づけがないため	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	市として積極的なPRが行われていない

33

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 性差や年代に応じた健康支援	①性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	女性特有の疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行います。	講座開催数:27回	36回	7回	性差によって多く悩まされる疾患や状況についての相談事業であり、必要な事業と考える。	健康推進課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	健康講座への参加が少ない子育て世代や男性の参加について取り組むことができた。しかし、健康講座全体では参加者の年代や性別に偏りがある状況である。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	パンフレット等を通じて啓発活動も行ってほしい。(男性の更年期、子宮けいがん、ワクチン)等、対象者や年代に応じた情報提供の仕方を工夫する必要がある。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った

35

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 性差や年代に応じた健康支援	②骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	骨粗767人、視触診のみ672人、マンモ1,424人、頸部960人、頸体部704人	骨粗830人、視触診のみ843人、マンモ1,739人、頸部1,842人、頸体部605人	骨粗636人、視触診のみ540人、マンモ1,841人、頸部2,421人、頸体部351人	男女平等推進の視点とは異なるが、がん検診は女性の医師及び技師を求む声あり。男性なら受けないという市民がいる。	健康推進課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	乳がん検診、子宮がん検診については、受診率が向上している。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	検診を勧めるために女性医師・技師の医療機関の紹介をする。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

36

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 性差や年代に応じた健康支援	③妊産婦への支援	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	産婦訪問886件他	産婦訪問825件他	産婦訪問844件他	30代など若い世代に焦点を当てた講座への参加者が少ないため、PR方法の検討が必要である。	健康推進課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	乳児家庭全戸訪問により産婦のメンタルヘルスの確認を実施することが出来た。全戸訪問に向けて、妊娠届申請時点で妊婦に対し、出産後連絡を入れることを説明し、了承してもらシステムを導入した。 また、保育つきの健康講座を開催することで、女性の生涯を通じた健康に対する知識を得てもらうことが出来た。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	子育て支援課と連携し、児童館等にもPRのチラシをおく。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

37

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

課題の内容:ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントなど、性別に起因する暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由があっても決して許されるものではありません。内閣府が平成18(2006)年4月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、女性の約3人に1人(33.2%)が、身体的、心理的、性的暴力のいずれかを一度は受けた経験があるとしています。平成13(2001)年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)制定以後、DVの防止と被害者の支援にむけてさまざまな取組が進められています。国分寺市男女平等推進条例第8条では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為についての禁止規定を設けています。これらの根絶にむけ、性別に起因する暴力についての理解を深めるとともに、関係機関と連携し、相談、保護、自立支援のためのきめ細やかな取組を進めます。

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) スの予防のための取り組み	①広報啓発活動による普及	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ・広報活動の強化 ・啓発資料の作成・普及 ・研修・講座の開催	講座開催数:4回	6回	5回	性別の観点から、社会における諸制度や慣行を中立的なものにすることは、容易なことではなく、庁内の関係部署との連携した取り組みを着実に実現すること。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	22年度は幅広い市民を対象としたDV関連の講演会等を開催するとともに、子育て支援課と連携して児童館においてデートDV講座を実施した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	引き続き工夫をして事業を展開してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	

38

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) スの予防のための取り組み	②「デートDV」に関する啓発	「デートDV」について、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	記入なし	講座参加者数:11人	15人	高校生、大学生、20歳代など、多くの若者に対して広くデートDVについての認識を広め必要がある。	男女平等人権課 (子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	若者間のDV現象については、できるだけ早い時期から意識することが重要であることから、児童館にいて寸劇と用いた講座を開催した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	市内の高校、大学とも連携をはかり、啓発活動をすすめてもらいたい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	

39

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) スの予防のための取り組み	③学校教育における暴力予防教育	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	いじめに関する調査実施回数:市3回 国1回	市3回 国1回	市3回 国1回	今後も上記の調査や児童会・生徒会フォーラムを継続して、暴力やいじめは絶対許されない行為であるという意識を一層高めていくとともに、未然防止や早期発見に努めていく。	学校指導課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	上記の調査を継続的に実施していることにより、暴力を含めたいじめに対する未然防止・早期解決に向け、児童・生徒や教員の意識が年々高まってきている。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	男女平等の視点から事業を推進してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	事業内容が実施されていない

41

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 被害者の安全確保と自立支援	①健診などを通じての発見と対応	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	支援対象者数:10人	9人	7人	関係者連絡会の継続	健康推進課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」による把握数の増加、事業立ち上げ前の従事者の研修受講や訪問指導員への講座開催・スパー・バージョンを受ける機会等により視点の共有・意識の向上が継続してきた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	さらに継続してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

42

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
（2）被害者の安全確保と自立支援	②関係者による通報の周知	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	記入なし	88人	0人	DV被害者に対して、二次被害を与えない取り組みをおこなうことが需要で、関係部署や団体と連携し、いかにして自立に向けた支援施策を進めていかが課題となる。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 22年度は関係した事業としては行わなかった		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 さらに事業を続け、定着するまで間断なく周知を図ってほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 来年度以降実施予定		B	評価理由 計画に規定された事業を行った。

43

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
（2）被害者の安全確保と自立支援	③被害者の安全確保	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	6件(市施設1件、都施設4件、民間施設1件)	4件(市施設1件、都施設3件)	15件(市施設1件、都施設11件、民間施設3件)	身体の安全確保について、相談機関につながった後に暴力被害が悪化した状況での一時保護とならないよう、相談から入所に至るまでの、丁寧な対応と関係機関の連携。	生活福祉課(男女平等人権課、総務課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 一時保護が必要な被害者世帯の保護について、対象者にとって適切な施設にて保護を実施した。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 さらに継続してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A	評価理由 計画に規定された事業が適切に行われた

44

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
（2）被害者の安全確保と自立支援	④被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	支援措置件数(43件)	支援措置件数(55件)	支援措置件数563件)	今後も継続して行っていく必要がある。	市民課(男女平等人権課、関係各課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 支援措置件数の増加		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 さらに被害者が同伴した時の情報管理も徹底してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A	評価理由 計画に規定された事業が適切に行われた

47

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
（2）被害者の安全確保と自立支援	⑤さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	対応件数:2件	0件	1件	DV防止リーフレット英語版等を作成するなど、外国人女性のDV被害者支援が課題となる。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 関係機関のリーフレット等で外国人DV被害者に対し情報提供を行った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 多言語対応が必要 国際協会との連携が必要
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		B	評価理由 計画に規定された事業を行った。

49

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
ス(2)被害者の安全確保と自立支援	⑥民間シェルターへの財政的支援	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います	東京多摩地域民間シェルター連絡会に補助をしている市の数:10市	12市	13市	DV被害者支援施策に民間シェルターが必要さを今後も各市に呼びかけていく。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	DV被害者支援施策に民間シェルターの必要性が理解され、補助支援市が増加した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	さらに継続してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業を行った。	

50

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
ス(2)被害者の安全確保と自立支援	⑦被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。被害者の回復の一助として、自助グループなどに関する情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。	緊急一時保護実施数:5件	3件	13件	被害者は、解決困難な様々の問題を抱えている場合が多いため、裁判所、医療機関等への同行訪問等の支援体制と関係機関との連携による支援の維持。また、経済的に急迫状況にある場合が多いため、生活保護担当との連携による、自立促進。	生活福祉課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	本人の自立への意思や希望を基に、関係機関及び市の相談員と共に自立支援計画を作成し、当該計画に基づく支援を実施した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	精神的DVにたいしても関係機関と連携するなど対応を検討してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業を行った。	

51

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
ス(2)被害者の安全確保と自立支援	⑧子どもの安全確保とケア	児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	DV家庭が絡んだ相談件数:15ケース 8家庭	13ケース 9家庭	40ケース 35家庭	母親の心のケアができていないことで、子どもへの虐待(特にネグレクト)が続いてしまう。また、DV目撃が増加しているため、心理的虐待も比例して増加している。	子育て相談室(保育園、学校指導課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	男女平等人権課、母子自立支援員との連携が行えた。子どもがDVを見る事も心理的虐待であるという関係機関の認識ができてきている。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	さらに丁寧な対応を望む。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業が適切に行われた	

53

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
ス(3)相談業務の連携と関係機関と	①ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	相談件数:30件	記入なし	79件	22年度より男女平等推進センターに、相談員が常駐しており相談件数も増えて、効果を上げている。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	従来同様に、市報、ホームページ、情報誌などで、DV被害者の相談先の周知をするともに、関係機関との連携を図った。また、22年度から相談員の配置がされた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	さらに周知を図ってほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業を行った。	

56

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携	②関係者からの二次被害の防止	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	相談事業担当者情報交換会開催数: 2回	2回	2回	全職員に対して、DV被害者に対する理解と支援の重要性を周知し、常に意識した対応が図れるような確実な対応。	男女平等人権課 (職員課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	庁内のDV防止連絡会において、「職員による二次被害の予防についてのマニュアル」を配布して、特に直接関係のある部署における対応について周知した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	二次被害は市役所業務のどのばめんでも発生する可能性があるという共通認識のもとに関係課と連携して事業を行ってほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

57

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携	③DV防止連絡会」による庁内連携の強化	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	連絡会及び情報交換会への出席延べ人数:37名	34名	30名	DV被害者の子どもの保護について、関係部署との連携を円滑にするための相談員同士のコミュニケーションの醸成。	男女平等人権課 (関係各課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	DVに関連する相談担当者の情報交換会を開催したことにより、相談員同士の連携が図られたと同時に、互いの課題の共有も図られた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	各機関の役割を明確にして事業を実施してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

59

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携	④庁外の関係機関との連携強化	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	外部機関関係者出席の会議開催回数: 2回	1回	1回	DV被害者の保護対策として、関係機関との情報を共有できる場の確保。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	警察署と交え、DV被害者への緊急一時保護について情報交換を行った。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	更に連携を進めてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

60

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 相談業務の充実と関係機関との連携	⑤手続きの一元化についての検討	被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	手続きの一元化等が検討された会議等実施数:2回	2回	2回	DV被害者相談のワンストップ化に向けて、他課等との情報を正確に共有するための具体的な検討を行う。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	DV被害者の庁内での関係窓口における情報を収集し検討を行った。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	今後も被害者の負担軽減を図るための情報提供をすすめていく。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

61

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止	①セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組み	さまざまな機会をとらえて事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	記入なし	記入なし	記入なし	セクシュアル・ハラスメントが問題であるという認識は定着してきているが、一部にはいまだに十分に理解されていない部分もあり、さらなる防止に向けた効率的な広報。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	セクシュアル・ハラスメントの防止の周知は、新人研修時に研修を行った。また、男女平等人権課職員に対してセクシュアルハラスメント相談員研修が行われ1名が参加した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	事業者・市民に対しても広報活動をより積極的にこなしてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

62

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止	②庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」*などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	研修参加人数:47人	59人	56人	①長期的視点にたった内容の検討	職員課(学校指導課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	知識等必要とされる職員を対象に適切な時期に研修を実施した。グループワークを行い、より理解を深めることができた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	具体事例を示しながら、管理職研修が必要である。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

63

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(5) 人権侵害を予防するための支援	①ストーカー等の防止の取り組み	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取り組みを行います。	防犯ブザー貸出:170個 情報配信:51件 パトロール実施:243日	情報配信:56件 パトロール実施:242日	75件 243日	ストーカー行為防止のみを目的とした事業はないので、ストーカー行為防止に係る効果が少ないので、再検討する。	くらしの安全課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	つきまとい勧誘行為防止パトロールの指導件数が減少し、低水準を維持している。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	男女平等人権課との連携を検討してストーカー行為の啓発事業も実施してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

65

課題4 就労における男女平等の推進

課題の内容:男女平等社会を実現する上で、就労の場で女性も男性も能力を十分に発揮する機会と待遇が確保されることが欠かせません。しかし依然として、男女の給与や待遇の格差などさまざまな課題が残されており、取組を強化する必要がある分野です。男女雇用機会均等法等の関連法令の遵守など雇用の上での男女平等が推進されるよう、事業者への理解を広げながら取り組みを進めます。東京しごとセンター多摩をはじめとする関係機関と緊密に連携を図りながら施策を推進します。また、市商工会等の関係団体とも連携していきます。市の調達に係り、一定の範囲の契約については、価格だけでなく次世代育成支援や男女平等などの社会的価値のある取組を評価できるよう、調達方法についての新たな視点の導入を検討していきます。

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 事業者への啓発と支援	①雇用における男女平等に関する実態把握	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。市内事業者への実態調査を行い、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	セミナー開催数:2回	2回	2回	市内事業者(商工会や商店会連合会)への周知・啓発と、市の契約業者への周知・啓発は主管課を分ける必要がある。	経済課(男女平等人権課, 総務課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	市との契約事業者への実態調査を行わなかったため。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	せめて懇談会、研修会を実施して、実態把握をしてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	具体的な対応を行っていない
			契約業者を把握し、調査する仕組みがない				

69

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 事業者への啓発と支援	②雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	市民や事業者への理解を広げるため、「ワーク国分寺」や男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行います。 ・ポジティブアクションについての啓発・女性労働者の母性保護	ワーク国分寺への情報掲載: 2回	6回	5回	引き続き情報収集に努めるとともに、より効果的な情報提供を追究していく。	経済課(男女平等 人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	就業支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、求人情報やセミナー情報を適時掲載した。また、新たに第1庁舎1階に就業支援情報コーナーを設置し情報提供に努めた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	せめて認定農業者審査会に女性一人は入れてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

71

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 事業者への啓発と支援	③就業支援ネットワーク化の推進	地域において、女性をはじめとする就労困難者の就業支援を進めるため、情報交換の場をつくり、労働に関係する行政機関や事業者等との連携を図ります。	他機関との連携回数: 1回	10回	8回	今後も東京しごとセンター多摩、雇用・就業支援関係機関との連携強化を図り、情報提供・周知を徹底していく。	経済課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	雇用・就業関係機関と共催してセミナー開催や会場の確保を行った。また、関係機関が行うイベント等についても「ワーク国分寺」を中心とした情報の掲載など様々な連携を図った。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	更に連携を図ってほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

72

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討	①市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	ア 調達の手法として、価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め、評価採点する仕組みの導入を検討します。 イ 指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として、市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い、子育て支援や男女平等などへ取り組む事業者データの整備を検討します。 ウ イのデータ提供を受け、調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ/男女平等 人権課イ	調達推進委員会開催回数: 11回	13回	3回	・ 庁内他課と連携し、問題解決を図る。 ・ 調達における市の考え方を広く、かつ、正確に市民、特に事業者へ周知し、より積極的な協力を求める。	総務課(男女平等 人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度) と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	C	男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取り組みを評価する視点を盛り込んだ公共調達条例(案)について、市民説明会やパブリック・コメントを実施する等、契約担当課において条例(素案)をもとに条例(案)を検討し、上程を目指した。同時に男女平等、子育て支援等の取り組みを評価項目とする総合評価による競争を実施するための要綱を作成中である。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	条例制定に向けた検討は大事な案件なので、期待する条例化に向けた努力をした点を評価する。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

73

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 起業・再就職への支援	①再就職に関する情報提供・支援	男女平等推進センターの講座などとおして、女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。パソコン講座などにより、職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	講座実施回数: 24回	24回	24回	今後も、就労に役立つ実践的な内容の講座を工夫を重ねながら実施していくこと。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 就労支援に役立つ講座の開催や情報提供を行った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 後追い調整をして講座内容が妥当であるかどうか検討してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B

75

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 起業・再就職への支援	②起業に関する情報提供・支援	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など、起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくれます。	あつせん人数: 10人	12人	18人	引き続き女性事業者への各種助成制度の周知、利用促進を図る必要がある。就労支援とは区別した捉え方が必要である。	経済課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 ホームページや市報等により情報提供を行い、金融機関や商工会等と連携し、助成制度の利用促進に努めた。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 引き続き情報提供、支援を続けてほしい。
	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B

77

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 働き方における格差の是正	①事業者へむけた啓発・情報提供	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	セミナー回数: 1回	1回	2回	引き続き東京都労働相談情報センター国分寺事務所と連携しながら、より効果的な情報提供を進めていく必要があります。	経済課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、事業者向けの情報等を適時掲載した。また、経済課窓口や商工会、第1庁舎1階「就労支援コーナー」にチラシ等を配架し情報提供に努めた。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 更に事業をすすめてほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B

79

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 働き方における格差の是正	②市民にむけた情報提供	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供します。	セミナー回数: 1回	1回	2回	引き続き東京都労働相談情報センター国分寺事務所と連携しながら、より効果的な情報提供を進めていく必要があります。	経済課(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、関係機関からの情報を適時掲載した。また、経済課窓口や公共機関にチラシ等を配架し情報提供に努めた。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 非正規雇用は厚生年金の問題とあいまって大きな転換期にあるので、より積極的にPRしてほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A: 進んだ B: やや進んだ C: あまり進んでいない D: 全く進んでいない	B

81

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
課題5 男女共同参画を支える環境の充実 課題の内容:平成13(2001)年度の総務省「社会生活基本調査」によれば、夫婦の1日の生活時間について、共働き世帯では、夫の家事・育児・介護等にかかる総平均時間が25分なのに対し、妻は4時間12分であり、一方夫が有業で妻が無業の世帯では、夫32分、妻は6時間59分となっています。妻の就業の有無にかかわらず、夫が家事や育児、介護にかかる時間は妻と比べて著しく短い現状がうかがえます。 男女がともに個性や能力を発揮し、社会参画するためには、「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」を推進し、家族を構成する個人がたがいに協力し合い、仕事と家庭や地域生活などを両立することができる環境整備が欠かせません。 市は、「夫は仕事、妻は家庭」といったジェンダー(社会的性別)による男女の固定的役割にとらわれない意識づくりを進めるとともに、ワークライフバランスを可能にするための社会的な基盤整備として、子育てや介護等の支援の充実を図ります。事業者がワークライフバランスの推進について理解し、主体的に取り組みが行われることも重要です。							
(1) 事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進(仕)	①ワークライフバランスに関する広報活動	市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワークライフバランスについて広報を行います。 ・各種事業・制度についての情報提供 ・多様な働き方に関する情報提供 ・市内事業者の好事例の紹介と普及	情報誌での当該テーマ記事の掲載回数:4回	0回	1回	市役所内におけるワークライフバランスの着実な実施に向けた、市内企業におけるワークライフバランスの状況についての把握が行えていない状況にある。このため市内企業の状況の把握。	男女平等人権課(経済課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	男女平等推進センターだよりにおいてワークライフバランスについての記事を掲載して、啓発を図ったため。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	更に事業を継続してほしい。
				左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。
(1) 事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進(仕)	②庁内におけるワークライフバランスの推進	子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援を進め、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。男性職員の育児休業取得率について、平成21(2009)年までに対象者1割の取得を目指します。	5%(1人)	6%(1人)	7%(1人)	制度の整備・周知	職員課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	超過勤務時間の削減に向けた具体的な方針を定め、ワークライフバランスの推進の啓発等を行った。男性の育児休業取得率については、取得者実数が伸びていない。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	なぜとらないのか、とれないかの調査をしてほしい。
				左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。
(2) 子育てへの支援	①男女がともに子育てをすすめるための意識づくり	子育ては女性だけでなく、ともに行うものであることを考える機会をつくれます。 ・両親学級における父親参加の促進 ・父親の子育てセミナー等の開催	両親学級ひかりクラス(毎月1回土曜日コース)、わくわくクラス(平日2日間コース)合計開催数:18回	18回	17回	土曜日開催の両親学級は、キャンセル待ちが出ている月もある状況である。しかし、妊婦の体調により当日キャンセルということもあり、キャンセル待ちがあるにも関わらず定員割れとなることもある。土曜日午前の事業であり、急遽キャンセルが出た場合、希望者に連絡をしても急な参加は難しいと思われるが、対応できるスタッフの体制づくりが課題である。	健康推進課(子育て相談室、男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	平成21年度評価で、父親に対する情報提供を工夫する必要があるとしたが、実施できなかったため。事業自体への男性参加は多いため、男性の育児参加を促進する取り組みに貢献している。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	男女平等人権課と連携して事業をすすめてほしい。
				左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。
			職員体制に課題があった				

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2)子育てへの支援	②保育サービスの充実	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育、学童保育所の保育時間の延長など、保育サービスの充実、多様化を進めます。	認可保育所定員数1218名	1343名	1418名	待機児童について、景気の低迷、共働き家庭・ひとり親家庭の増大、育児不安が理由と考えられる入所希望者が増加傾向にある。入所希望者に対応するため量的な整備がまだまだ必要と考える。また、病後児保育、病児保育事業の整備が併せて必要である。	保育課(子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	入所人員は、民設民営の保育園の開設と定員変更、および定員弾力化を行い拡大した。また、延長保育事業において2時間の延長時間を設定した園が1園増え平成22年度5園に整備した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	男女平等の視点からは喜ばしい事業だが、子どもの視点も視野にいれることを忘れてはいけない。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業が適切に行われた	

88

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2)子育てへの支援	③子育てを支え合う関係づくり	子育て中の親が孤立することなく、地域で支え合える関係づくりを支援します。 ・ファミリーサポートセンター事業の充実 ・親子ひろば事業の充実 ・子育て関係団体のネットワークづくり	ファミリーサポートセンター活動件数5,011件	3,758件	2,900件	土曜日に親子スペースに来場する父親は以前にも増して増加している。父親が参加する講習会を開催してもっと育児に参加できるような環境作りが必要である。(H22年度は1回⇒H23年度は2回を予定)	子育て相談室(子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	平成22年度2回開催した援助会員講習会で前年度比41名の大幅な援助会員の増が図れた。 円卓会議や東西親子ひろば連絡会へ参加する事で、各親子ひろばとの連携を深める事ができて、相互に良い影響を受けて、親子スペースのよりよい検討ができた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	父親の育児参加の次の段階をして、子どもの関わり方にたいしての啓発も必要。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業を行った。	

90

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2)子育てへの支援	④子育てに関する総合的な相談・支援	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。児童虐待へきめ細やかに対応します。	育児支援ヘルパーの派遣件数88件	85件	84件	育児支援ヘルパー制度を活用する事で、父親が育児休業を取得しないで済んでしまうことが考えられる。	子育て相談室(保育課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	育児負担の強い家庭からの相談で、ヘルパー派遣などサービスの提供や継続的な支援につなぐことができた。 親族に子育ての支援が得られない家庭も増えており、ヘルパーを派遣する事により産後の育児負担の軽減が行えた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	今後一層個別のケースに応じた対応を期待する。育児ヘルパーの活用につき情報提供をすすめる。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	計画に規定された事業を行った。	

93

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2)子育てへの支援	⑤子ども連れで利用しやすい施設整備	市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置等を進めます。	ベビーキープ取り付け数:6基	0基	0基	子ども連れでの利用しやすさを考慮した施設整備を更に進める必要がある。	子育て支援課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	D	市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置等を進める事業については、設置の目標に達したことで完了としていたため、22年度はD評価とした。今後は、乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業(赤ちゃんふらっと事業)を拡大させることとし、内容を変えて子ども連れで利用しやすい施設整備を進めていくこととする。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	子ども連れで利用しやすい施設マップのPRをすすめる。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	事業達成のため	
			ベビーシートとキープについては事業達成				

94

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 介護への支援	①介護における男女共同参画の意識づくり	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います	男性参加者数21人(63人中)	9人(51人中)	19人(45人中)	効果的な情報提供・学習会等の運営方法を検討し、実施する必要がある。他、自主活動で調理の手技を経験できるグループ等との連携を検討したい。	高齢者相談室(男女平等人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	男女の性差なく必要な知識として、低栄養予防に関する知識の情報提供及び簡単な調理法の実習等を行った。参加動機に、「同居の妻が介護を要する状態になったときに必要」と訴える男性が複数みられている。性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供は進めていないが、スーパーの売り場見学、簡易な手順で食卓を整える方法等具体的な情報提供を行うことにより、今まで調理を行なう習慣のない男性への興味・家事への意欲は図れたと考える。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	介護における男性の役割や自覚を持つよう積極的にアピールしてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

96

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 介護への支援	②介護者への支援	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの基盤整備を推進します。 ・介護予防の取り組み ・介護者の支え合い、仲間づくりの場の提供	介護予防ケアプラン数:102件	1,044件	2,139件	介護者同士の交流の場等に参加することが困難な介護者等に対して、参加しやすいよう拠点数を増やすなどの工夫が必要である。	高齢者相談室(介護保険課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	介護保険の要支援該当者に対し、利用者の自立支援と介護者の負担軽減がはかれるように、それぞれに適した介護予防ケアプランを作成し、それに基づいた支援を行った。認知症高齢者等を支える家族の会の開催場所を拡大(1箇所→3箇所へ)した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	介護者の身になるような実態に沿ったプランを実施してほしい。一層の男性介護者どうしの仲間づくりを推進してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

97

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 介護への支援	③介護に関する総合的な相談事業	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	相談実数:4,017件	2,553件	14,544件 ※包括支援センターの実績含む	今後もニーズにあった情報提供・相談対応が必要である。また、高齢者の権利擁護について関係機関・地域の理解の促進、併せて高齢者虐待防止と対応における体制の充実が引き続き必要である。	高齢者相談室
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	各種相談に対して各地域包括支援センター・地域相談センターの相談対応が昨年度より増加。地域における相談窓口として認識されていると評価。また、虐待事例・支援困難事例への対応については専門機関等の協力を得ながら組織的に対応を実施することができた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	高齢者虐待を男女平等の視点からとらえることは国の行動計画にも入ったので、より一層各機関と連携して子の問題に取り組んでほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	計画に規定された事業が適切に行われた

99

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 生活の安定と自立の促進	①高齢者の自立支援	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。	会議数42回	43回	48回	総合相談、各種事業、各種会議等、あらゆる機会を通して地域のニーズを把握し、地域包括ケア体制の構築を目指し関係機関との連携を検討していく必要がある。	高齢者相談室
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	高齢者を支援している地域の各機関と連携を図り、支援についての検討とサービスの情報提供を行った。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	更なる実施を望む。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

100

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 生活の安定と自立の促進	②障害者への支援	障害者自立支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	相談件数: 身体・知的相談員 393 地域活動支援センター 12,695	身体・知的相談員 593 地域活動支援センター 13,815 就労支援センター 4,116	身体・知的相談員 648 地域活動支援センター 16,974 就労支援センター 3,341	今後も継続して実施していく必要がある	障害者相談室
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	A	地域活動支援センターにおける相談支援事業等の強化により、相談件数が増加している。(20年度相談件数 12,695→21年度相談件数 13,815→22年度相談件数 16,974)	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	障害者が地域で暮らすことで、障害者が被害にあわないよう啓発活動をするともに、障害者を支える家族のケアについても検討してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A	計画に規定された事業が適切に行われた	

101

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(4) 生活の安定と自立の促進	③ひとり親家庭の生活安定と自立支援	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子福祉資金の貸付など生活自立のための支援を行います。	母子福祉資金貸付実績:469件	572件	577件	福祉資金貸付は、母子家庭の子への修学資金の貸付等12種類あり、世帯の経済的自立にとって、効果の大きい事業である。給付を目的とした自立支援給付金事業と併せ、周知を行い、さらなる利用の促進に努める必要がある。	生活福祉課(子育て相談室、子育て支援課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	前年度と同様、市報により事業の周知を図った。世帯の将来の経済的自立に向け、母子世帯の子への修学に係る資金貸付が増加した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	経済的支援とは必ずしも結び付かないが、ステップファミリーに対する社会の意識啓発も必要である。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		B	計画に規定された事業を行った。	

102

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

課題の内容:政策・方針等の意思決定の場への男女共同参画は男女平等社会を実現する基盤となります。しかしながら、行政分野や企業における管理職に占める女性割合は低く、諸外国に比べても遅れています。女性が政治や経済活動の意思決定へ参画する達成度を測るジェンダー・エンパワーメント指数は、平成18(2006)年では75カ国中42位となっています。国においては「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30パーセント程度となるよう期待する」としています。男女双方の意見が反映されるよう、あらゆる分野における政策や方針などの意思決定の過程へ女性の参画を拡大していきます。また、市として新たに取組を強化する分野を設定し、参画を進めるよう取組みます。

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 庁内における男女共同参画	①審議会等の委員における性による偏りの解消	平成29(2016)年度までに、審議会等の委員において、一方の性が4割を下回らないようにします。女性ゼロの審議会等をなくします。	総数496人(男71%女29%)	総数474人(男73%女27%)	総数486人(男74%女26%)	識見者区分選出の委員については、その資格・特性などにより、性別の考慮が難しい場合がある。また、公募市民については、男女問わず広く募集しているものであり、一方の性からのみの応募結果となってしまう場合もある。	政策経営課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	委員総数のうち、女性委員が26%と4割に達していない。また、女性のいない審議会等が7つ存在していること。この2点について、近年改善ができていないことから「あまり進んでいない」という評価とした。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	クォーター制などなんらかの対策が必要である。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		D	事業が執行されていない	

105

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 庁内における男女共同参画	②庁内の職域の偏りの解消	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。	記入なし	記入なし	記入なし	引き続き、各部署への両性への偏りのない配置を行う。	職員課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 異動自己申告制度も活用しつつ、性別による偏りが生じないよう配慮し職員配置を行った。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 ヒアリングの結果、性別役割分担意識がみられた。性別により人員配置のデータを整備してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		C	性別により偏りがある人事配置
106							
施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(1) 庁内における男女共同参画	③女性管理職の登用促進	平成29(2016)年度までに、管理職の女性比率25%を目指します。そのために、庁内における女性管理職の登用にむけた取り組みを促進します。(現状:管理職総数66人、女性管理職数4人、女性管理職比率6.1%・平成20(2008)年4月1日現在)	4人(6.3%)	4人(6.1%)	3人(4.6%)	女性職員の係長昇任試験受験者は前年と比べ増加している。一方、前年同様、管理職昇任試験については受験者がいないため、昇進意欲の涵養が必要である。	職員課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 女性職員の管理職昇任試験受験者がいなかったため。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 原因を明らかにし、積極的改善策をとってほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 女性職員の管理職昇任試験受験者がいなかったため		C	目標が達成されていない
107							
施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 地域における男女共同参画	①男性の地域参画の促進	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくれます。	記入なし	記入なし	講座 168回 人数 420人	今後も、内容の工夫を重ねていく必要がある。	公民館(男女平等 人権課)
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 多種にわたって参加できる企画内容を検討した。準備会を開催した事業では、貴重な意見を出してもらった。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 性別役割分業の再生産につながるような講座は再検討してほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		B	計画に規定された事業を行った。
108							
施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 地域における男女共同参画	②市民活動への支援	情報や場の提供を通じて、さまざまな市民活動に対する支援を行います。	8回	5回	4回	男女共に多数の参加があり、現状ではあまり参加者に男女の片寄りがあるとは感じていない。	協働コミュニティ課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由 市民活動につながる講座を開催し、男女共に多数の参加があった。		推進委員会評価 「施策評価の視点」からみた事業評価		指摘事項等 地域の女性リーダーの育成の視点を意識してさらに事業をすすめてほしい。
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		B	計画に規定された事業を行った。
110							

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(2) 地域における男女共同参画	③女性リーダーの育成	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座を開催します。	講座開催数:8回	7回	8回	情報誌の編集等を通じて、地域で活躍した来たる女性を育成することも情報誌編集委員会の役割と考えているが、編集委員への応募が少なく、女性のリーダー育成に向けた講座の開催。	男女平等人権課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	地域において女性が様々な場での活躍に繋がるために、心身をリラックスさせ一人ひとりが持っている感覚を体感する講座や潜在的に持っている個性や感性を磨くための講座を開催した。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	講座などの実施を工夫してほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	計画に規定された事業を行った。

111

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 新たな男女共同参画を必要とする分野	①防災分野への男女共同参画	防災分野における固定的な性別役割分担意識を解消するため、防災訓練や防災関係の会議等によりいっそうの女性参加・参画を図ります。また、消防団の女性団員入団についても、体制・施設等の整備を図りながら検討します。	防災会議開催数:1回	1回	1回	これまで関係機関として国分寺市防火女性会に参加の依頼をしてきているが、今後も女性が積極的に参加できるような訓練を検討し参画を進めたい。	くらしの安全課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	B	女性に配慮した地域棒修正(案)が防災会議で承認されたことは、会議委員にこの必要性を認識させることができた。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	当て職の会議(国分寺市防災会議)への女性参加の比率を高める必要がある。PTAや女性が40%以上いるような事業所との連携を含めて、新しい組織との関係づくりを期待する。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	実施が不十分である

112

施策	事業名	主たる所管課の事業内容	平成20年度実績	平成21年度実績	平成22年度実績	今後の課題	担当課
(3) 新たな男女共同参画を必要とする分野	②農業経営への男女共同参画	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	開催件数:9回開催	6回開催	4回開催	女性の農業経営参画につながる家族経営協定の締結推進	経済課
	事業の評価	主たる所管課の評価	評価理由		推進委員会評価		指摘事項等
	事業の評価 計画改定時(平成20年度)と比べた進捗状況	A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	女性の農業経営参画の視点で「家族経営協定」のPRを進め、一定の理解を得た。	「施策評価の視点」からみた事業評価	評価理由	家族経営協定の締結をさらにすすめてほしい。
			左記でC・D・E評価と付けた場合の今後の予定・課題 開催数減のため		A:進んだ B:やや進んだ C:あまり進んでいない D:全く進んでいない	C	実施が不十分である

113

資料

○ 国分寺市男女平等推進委員会 委員名簿

任期：平成22年4月1日～平成24年3月31日

※苦米地 伸委員の任期は、平成22年10月15日～平成24年3月31日

氏名	所属等	選出区分
小松 清	三多摩医療生活協同組合	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
深田 友子	多摩でDVを考える会	
渡辺 みずゑ	フェミネット奏	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
北島 稔		2号委員 (公募市民)
皆川 麻里子		
吉田 英子		
苦米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
渡辺 典子	群馬県立女子大学講師	
谷口 郁子	月間「社会教育」編集長	

参 考 資 料

※H24 年の推進状況評価実施時より使用する様式案

○改訂版自己点検票（案）

H24年度 国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票				担当者名																						
担当課	男女平等人権課			施策No.	1-1-(1)-①																					
男女平等推進の視点	男女平等社会を実現するための基本理念（国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より）																									
	1	性別にかかわらず誰もが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること																								
対 象	基本目標	1	男女の人権を尊重するまち																							
	課題	1	男女平等意識の醸成																							
	施策 事業名	(1)	① 家庭や地域における男女平等の意識づくり																							
施 策	事業内容	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男性への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。 ・男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知・多様な団体との連携による広報・公民館保育室事業の実施 ・男女平等の保育、幼児教育の促進・若年層とともに進める事業の実施・市民の作品募集による意識の普及																								
	事業実績	<p>●事業実績を書いてください。 (例) 女性のエンパワーメント、男性の理解を深めることを目的に、講座を開催した。他団体との連絡会を初めて開催した。</p> <p>●数値化可能な事業について、回数、参加者数(男女比)、予算などを書いて下さい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>回数</th> <th>人数</th> <th>予算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(例 1) 講座</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(例 2) 他団体との連絡会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(例 3) チラシ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(その他)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							回数	人数	予算	(例 1) 講座				(例 2) 他団体との連絡会				(例 3) チラシ				(その他)		
	回数	人数	予算																							
(例 1) 講座																										
(例 2) 他団体との連絡会																										
(例 3) チラシ																										
(その他)																										
事 業 の 評 価	下記の各「施策評価の視点」から見て、前年度と比べた進ちよ状況(A~D)を評価してください。																									
	施策評価の視点			評 価																						
				進んだ	やや進んだ	あまり進んでいない	現状維持																			
	市民への意識啓発の方法は、適切で、効果的であったか。			A	B	C	D																			
	理由:																									
家庭や地域において、男女平等教育が推進されているか。			A	B	C	D																				
理由:																										
男女平等に関する市民の理解は進んでいるか。			A	B	C	D																				
理由:																										
■計画改定時(20年度)と比べた場合の進ちよ状況				■総合的に見た場合の進ちよ状況																						
A	B	C	D	A	B	C	D																			
●男女平等推進の視点から見た今後の課題 (例) 今後も、参加者ニーズを把握し、実践につなげる講座等の開催が必要である。				課題を解決するために連携の必要な所管課																						

○改訂版施策評価の視点（案）

目標		課題
人権意識の醸成を尊重する重要なすいの尊重と健康支援	1	施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり ①男女平等に関する学習機会の提供 ②男女平等に関する情報の収集と提 ③国際的理解を深める学習機会の提供 1 市民にむけての意識啓発の方法は適切で効果的であったか。
		2 地域・家庭において男女平等教育が推進されているのか。
		3 男女平等に関する市民の理解は進んでいるか。
	男	施策(2) 学校における男女平等の教育の充実 ①男女平等の視点をふまえた教育活動 ②性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導 ③教職員への男女平等教育研修の実施 1 教育活動全般において、男女平等教育が推進されているか。
		2 職場としての学校において、教職員が男女平等の視点を踏まえた活動をしているか。
		3 教職員の研修等は、男女平等の視点を踏まえた内容になっているか。
	女	施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底 ①職員への男女平等研修の実施 1 男女平等意識の徹底を図るための対象別、階層別の職員研修を実施できたか。
		2 市職員の実態の把握と、かくれた意識格差を是正するような内容の研修を実施したか。
		施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底 ②男女平等に関する職員意識調査の実施 1 庁内において、男女平等意識は徹底しているか。
	の	2 男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料としたか。
		施策(4) 男女平等に関する実態把握 ①男女平等に関する市民意識・実態調査 1 男女平等に関する実態把握は為されているか
		2 無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握したか。
	人	施策(4) 男女平等に関する実態把握 ②資料・データ等の調整 1 男女平等意識の醸成のために、実態把握は為されているか
		2 市の各部署が保有する様々なデータを男女平等推進の視点から整備したか。
		3 整備したデータを施策に反映しているか。
	を	施策(5) 男女の人権に配慮して表現の推進 ①メディア・リテラシー(情報活用能力)を育成する学習機会の充実 ②男女平等の視点での市刊行物等の見直し ③「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及 1 男女平等の視点からメディア・リテラシー(メディア情報を主体的に読み解き、批判できて発信する力)教育が推進されているか。
		2 メディア・リテラシー教育において、多様な性や男女平等に配慮した支援をしているか。
		3 公的配布物、チラシやポスター、ホームページ作成の際には、性別や性の多様性に対する人権侵害や差別を生じないような情報提供をしたか。
	重	施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成 ①たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供 1 講座等を通じてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の考え方の普及がはかられたか。
		2 児童館と連携して、学習できる場を提供したか。
3 学校教育と連携して、人権を尊重する意識の醸成が行われたか。		
た	施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成 ②HIVや性感染症などに関する情報提供 1 HIVや性感染症について正しい知識の普及のため講座開催、啓発誌の配布、研修等の啓発事業を通じて、適切な情報提供を行ったか。	
	2 多様な性を理解し、人権を尊重する意識の醸成は行われたか。	
	施策(2) 性差や年代に応じた健康支援 ①性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業 1 女性特有の疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行っているか。	
す	2 女性特有の疾病や健康の課題について、相談事業を行っているか。	
	3 とりわけ女性の生涯を通じた健康の保持と増進の支援に向けて、多様なライフスタイルと年齢による変化に対応した形で、情報提供から相談までの各種の健康支援策が十分に行われているか。	
	施策(2) 性差や年代に応じた健康支援 ②性差に配慮した健診・検診の実施 1 骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施したか。	
の	2 とりわけ女性の生涯を通じた健康の保持と増進の支援に向けて、多様なライフスタイルと年齢による変化に対応した形で、情報提供から相談までの各種の健康支援策が十分に行われているか。	
	施策(2) 性差や年代に応じた健康支援 ③妊産婦への支援 1 母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施したか。	
	2 とりわけ女性の生涯を通じた健康の保持と増進の支援に向けて、多様なライフスタイルと年齢による変化に対応した形で、情報提供から相談までの各種の健康支援策が十分に行われているか。	
ま		
と		
健		
康		
支		
援		

女性に起因する暴力や人権侵害の根絶を尊厳に起因する暴力や人権侵害の根絶を	3	施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組 ①広報活動による普及 1 DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行ったか。
	2	広報活動の強化、啓発資料の作成・普及・研修・講座の開催を行ったか。
	3	施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組 ②「デートDV」に関する啓発 1 「デートDV」について、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館や近隣大学と連携して、予防のための学習の場は設定されたか。
	3	施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組 ③学校教育における暴力予防教育 1 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶のために、学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくったか。 2 学校教育で、若年層に向けた、性別に起因する暴力や人権侵害を根絶する取組みがなされているか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ①健診などを通じての発見と対応 1 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶のために、子どもの健診などをとおしてDVの発見に努めているか。 2 子どもの健診などをとおしてDVが見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をしているか。 3 被害者の子どもの安全確保と心のケアについて、各機関と連携した適切な対応が行われているか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ②関係者による通報の周知 1 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶のために、市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報について周知したか。 2 定着するまで機会をとらえて、間断なく定着を図ったか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ③被害者の安全確保 1 女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ったか。 2 被害者が同伴した子どもの安全確保と心のケアについて、各機関と連携した対応が行われたか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ④被害者の支援にかかる情報の取扱いへの留意 1 住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底したか。 2 被害者が同伴した子どもの情報管理について、各機関と連携し徹底したか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ⑤さまざまな配慮を必要とする被害者への対応 1 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行ったか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ⑥民間シェルターへの財政的支援 1 被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行ったか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ⑦被害者の自立支援 1 日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援したか。 2 被害者の回復の一助として、自助グループなどに関する情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援したか。 3 被害者が同伴した子どもの安全確保と心のケアについて、各機関と連携した対応が行われたか。
	3	施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援 ⑧子どもの安全確保とケア 1 に児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ったか。 2 日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるように連絡しあい、学校、保育園等において丁寧な対応を行ったか。
	3	施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携 ①ドメスティック・バイオレンス等に関する相談業務 1 男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談事業を行ったか。 2 各機関の役割が明確になり、相互に被害者の状況把握が行われるようになり、DVに関する相談先について周知を行っているか。
	3	施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携 ②関係者からの二次被害の防止 1 二次被害について周知を図ったか。 2 DV関係相談事業担当者の情報交換を行ったか。 3 対応する関係者からの二次被害を防止するために、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施したか。
	3	施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携 ③「DV防止連絡会」による庁内連携の強化 1 「DV防止連絡会」を通じて、各機関の役割が明確になり、庁内連携が強化されたか。
	3	施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携 ④庁外の関係機関との連携強化 1 警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携強化が図られたか。 2 各機関の役割が明確になり、相互に被害者の状況把握が行われているか。

男女の 人権を 尊重す るま ち	3 性別 に 起 因 す る 暴 力 や 人 権 侵 害 の 根 絶	<p>施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携 ⑤手続きの一元化についての検討</p> <p>1 被害者の負担軽減のため、被害者対応の引継ぎがスムーズに行われているか。</p>		
		<p>施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止 ①セクシュアル・ハラスメントの防止の取組</p> <p>1 さまざまな機会をとらえて事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報啓発事業は充実しているか。</p>		
		<p>施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止 ②庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策</p> <p>1 庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知しているか。</p> <p>2 「苦情処理委員会」*などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行っているか。</p> <p>3 庁内におけるセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会の設置及び相談体制が整備され、機能しているか。</p>		
		<p>施策(5) 人権侵害を予防するための支援 ①ストーカー等の防止の取組</p> <p>1 つきまとい行為防止に向けた啓発事業は充実しているか。</p>		
男 女 が お け る に 女 性 の 参 画 を 支 え る 環 境 の 充 実	2 4 就 業 に お け る 男 女 平 等 の 推 進	<p>施策(1) 事業者への啓発と支援 ①雇用における男女平等に関する実態把握</p> <p>1 就労における男女平等の推進のために、市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。</p> <p>2 調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めているか。</p>		
		<p>施策(1) 事業者への啓発と支援 ②雇用における男女平等に関する啓発・情報提供 ③就労支援ネットワーク化の推進</p> <p>1 就労における男女平等の推進のために、市民や事業者への理解を広げるため、「ワークこくぶんじ」や男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行ったか。</p> <p>2 雇用における男女平等に関するポジティブアクションについての啓発をしたか。</p> <p>3 女性労働者の母性保護に配慮した啓発、情報提供を行ったか。</p>		
		<p>施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討 ①市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討</p> <p>1 条例に基づき、調達のしくみが、男女平等、子育て支援を促すものとなっているか。</p> <p>2 市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討をしたか。</p>		
		<p>施策(3) 起業・再就職への支援 ①再就職に関する情報提供・支援</p> <p>1 女性の再就職支援に向けての講座開催や情報提供により、就労支援が図られたかどうか。</p> <p>2 女性の企業家や女性自営業者への支援の実績があったか。</p>		
		<p>施策(3) 起業・再就職への支援 ②起業に関する情報提供・支援</p> <p>1 女性の再就職支援に向けての講座開催や情報提供により、就労支援が図られたかどうか。</p> <p>2 女性の企業家や女性自営業者への支援の実績があったか。</p>		
		<p>施策(4) 働き方における格差の是正 ①事業者へむけた啓発・情報提供</p> <p>1 事業者に向けて、各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供をおこなったか。</p> <p>2 就労における男女平等の推進のために、均等待遇にむけて事業者の理解が深まったか。</p>		
		<p>施策(4) 働き方における格差の是正 ②市民にむけた情報提供</p> <p>1 市民に向けて、非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供したか。</p>		
		<p>施策(1)「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進 ①ワークライフバランスに関する広報活動</p> <p>1 市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワークライフバランスについて広報を行っているか。</p> <p>2 ワークライフバランスの各種事業・制度についての情報提供、多様な働き方に関する情報提供を行っているか。</p> <p>3 ワークライフバランスの市内事業者の好事例の紹介と普及をおこなっているか</p>		
		<p>施策(1)「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進 ①庁内におけるワークライフバランスの推進</p> <p>1 男性職員の育児休業取得率は2009年度までに対象者の1割を目指すと言われていたが、達成されていない。解決に向けた取り組みはなされているか。</p> <p>2 家庭生活と職業生活の両立のための支援は適切になされているか。</p> <p>3 庁内において、家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりの啓発がされているか。</p>		

男女が共同等参画を社会支援参画で環境の充実を	2	施策(2)子育てへの支援 ①男女がともに子育てをするための意識づくり	1 男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか		
		2 女性に偏りがちな育児を地域全体で支えるしくみづくりが推進されているか			
		3 男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか。			
	5	男	施策(2)子育てへの支援 ②保育サービスの充実	1 男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか。	
			2 女性に偏りがちな育児を地域全体で支えるしくみづくりが推進されているか。		
			3 男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか。		
	女	女	施策(2)子育てへの支援 ③子育てを支え合う関係づくり	1 男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか	
			2 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりや男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか		
			3 子育て中の親が孤立することのないように、地域で支えあえる関係づくりを支援しているか。		
	平	同	施策(2)子育てへの支援 ④子育てに関する総合的な相談・支援	1 子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて、子育てに関する総合的な情報提供と相談、支援を行ったか。	
			2 児童虐待へきめ細やかに対応しているか。		
			3 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりや男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか		
	に	画	施策(2)子育てへの支援 ⑤子ども連れで利用しやすい施設整備	1 男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか	
			2 女性に偏りがちな育児を地域全体で支える仕組みづくりや男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか		
			3 市内の公共施設において、子ども連れが利用しやすい施設整備とそのPRを推進したか。		
	社	を	施策(3)介護への支援 ①介護における男女共同参画の意識づくり	1 男女平等の視点から、男性の生活自立の促進や介護に関する性別役割分担を解消するための情報提供や、学習機会の提供を行っているか。	
				2 男性の家庭介護への参加が推進されているか。	
				3 男性の介護職への就業は推進されているか。	
	会	支	施策(3)介護への支援 ②介護者への支援	1 男女平等の視点から、介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくための基盤整備を行っているか。	
				2 男女平等の視点から、介護予防の取り組み、介護者の支え合い、仲間づくりの場の提供が行われているか。	
3 男性の家庭介護への参加、及び介護職への就業は推進されているか。					
参	画	施策(3)介護への支援 ③介護に関する総合的な相談事業	1 地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行っているか。		
			2 男女平等の視点から、高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応しているか。		
			3 男性の家庭介護への参加、及び介護職への就業は推進されているか。		
環	境	の	施策(4)生活の安定と自立の促進 ①高齢者の自立支援	1 高齢者の自立支援についての相談・各種サービスの情報提供が十分に行われているか。	
			2 高齢者虐待について様々な機関との連携が図られたか。		
			施策(4)生活の安定と自立の促進 ②障害者への支援	1 障害者の自立支援についての相談・各種サービスの情報提供が十分に行われているか。	
充	ま	実	2 セクシャルハラスメント等の相談・情報提供を行ったか。		
			施策(4)生活の安定と自立の促進 ③ひとり親家庭の生活安定と自立支援	1 ひとり親家庭の自立支援についての相談・各種サービスの情報提供が十分に行われているか。	
				2 ステップファミリーに対する社会の意識啓発を行ったか。	

